

# 全 員 協 議 会 議事録

日 時 令和 7 年 2 月 1 3 日 (木)

午前 9 時 30 分

場 所 山元町役場 全員協議会室

会 議 次 第

1 開 会 宣 告

2 開会のあいさつ

3 報 告 事 項

4 協 議 事 項

(1) 執行部説明

- ① 亘理山元総合消防庁舎建設に係る進捗状況について (報告) 【行政事務組合】
  - ② 深山山麓少年の森拡張・改修工事の進捗状況と今後の管理・運営について  
(事前説明) 【中央公民館・生涯学習課】
  - ③ 真庭グラウンド用地の取得について (事前説明) 【中央公民館・総務課】
  - ④ 空家等対策 (特定空家等対策) の進め方について (事前説明) 【町民生活課】
  - ⑤ 山元町こども計画 (案) について (報告) 【子育て定住推進課】
  - ⑥ 復興交付金事業に係る町有財産 (農業用施設等) の処分 (譲与) に伴う今後の  
手続きについて (報告) 【農林水産課】
  - ⑦ 第3期上下水道事業包括的業務委託について (報告) 【上下水道事業所】
  - ⑧ 相馬地方広域水道企業団との相互連携協力に関する協定について (報告)  
【上下水道事業所】
  - ⑨ 町営住宅使用料の債権放棄について (事前説明) 【建設課】
- ※資料配付のみ  
「山元町地域おこし協力隊」の委嘱について 【企画財政課】

(2) その他 (執行部説明終了後)

- ① 人事院勧告に基づく議員報酬のベースアップについて
- ② その他

5 その他の事項

6 閉 会 宣 言

---

---

午前9時30分 開 議

議 長（菊地康彦君）少々時間が早いんですが、皆さんおそろいでありますので、ただいまより全員協議会を開催をいたしたいと思います。

本日、品堀議員より欠席の通知が来ておりますので、ご連絡をいたします。

本日はですね、協議事項が9つということで多くありますので、通常10時開催をですね、9時半ということで開催をさせていただきました。皆さんのご協力に感謝を申し上げます。

本日はですね、亘理山元統合消防庁舎建設に係る進捗状況の報告が予定されておりますが、同様に広域行政で検討が進められており一般廃棄物最終処分場建設候補地の選定の状況について、私のほうから執行部に進捗状況の報告を依頼しております。今後、しかるべき段階で構成市町に亘理名取共立衛生処理組合事務局から説明があると思いますけれども、本日の全協では町長からの挨拶の後に、執行部説明の最初に担当課から報告をいただきますのでよろしくお願ひいたします。なお、質疑についてはないような形でお願いいたします。

それでは、3番の報告事項、各常任委員会等からの何か報告等ありますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

事務局のほうから。

事務局長（佐山 学君）はい。事務局のほうからは、裏面に最後のコーナーということありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）はい。この件については特にございませんね。

では、4番目の協議事項に入りたいと思います。

まず、執行部説明ということで、町長のほうからご挨拶を含めてお願ひいたしたいと思います。

町 長（橋元伸一君）はい。はい、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

令和6年度もですね、早いもので、残すところあと1か月半ということで、来月にはですね、大震災から14年を迎えるとしております。

来月11日の追悼式典についてはですね、例年同様、大地の塔を会場に、自由献花方式により執り行うこととしておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日は、今月28日に招集を予定しております議会定例会への提案予定の案件等について、全員協議会での事前説明の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

定例会での審議等が円滑に進むよう、情報の提供・共有に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題9件、資料配付1件について簡単にご説明を申し上げます。

1点目は、亘理山元統合消防庁舎建設に係る進捗状況についてであります。

亘理山元統合消防庁舎建設につきましては、昨年3月の議会全員協議会においてご説明をいたしておりましたが、その後の検討・進捗状況等についてご報告をするものであ

ります。

なお、本日は、あぶくま消防本部の担当者に出席をいただきまして、直接ご報告していただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

2点目は、深山山麓少年の森拡張・改修工事の進捗状況と今後の管理・運営についてあります。

今年7月のリニューアルオープンを目標に進めております拡張・改修工事の進捗状況と、新規施設の設置及び使用料を定めるため、条例の一部改正が必要となったことから、その概要についてご説明するものであります。

3点目は、真庭グラウンド用地の取得についてであります。

町民運動場として位置づけております真庭グラウンドは、地域団体等のスポーツ振興や親睦融和のためのレクリエーションの場として利用されているほか、消防ポンプ置場、さらには指定緊急避難場所など、様々な目的・用途で利活用されている施設であります。

これまで真庭グラウンドの一部は、民地を借用し、管理・運用を行ってまいりましたが、将来にわたる利活用を見据え、かつ、今後のかかる費用等の比較検討をした結果、土地を取得する方向性で進めてまいりたいと考えていることから、その概要についてご説明するものであります。

4点目は、空家等対策（特定空家等対策）の進め方についてであります。

平成28年度と令和5年度に実施した、空家等の実態調査により把握いたしました適切な管理が行われていない空家、いわゆる特定空家等への措置を講ずるに当たり、当該措置が個人の財産に与える影響等を考慮し、議会のご理解を得て進めたく、関連条例の制定方針や、特定空家等の認定に係る考え方など、その概要についてご説明するものであります。

5点目は、山元町こども計画（案）についてであります。

令和5年4月に施行されたこども基本法において、国が定めたこども大綱を勘案したこども計画の策定が努力義務となったことから、今年度末で計画期間が終了する子ども・子育て支援事業計画やこども・若者計画等を一体とした山元町こども計画を策定することとしており、今般、その素案がまとまりましたので、その概要についてご報告するものであります。

6点目は、復興交付金事業に係る町有財産（農業用施設等）の処分（譲与）に伴う今後の手続きについてであります。

町が復興交付金事業で取得した農業用施設等の町有財産の処分に伴う今後の手続について、処分の要件となる要綱案や今後のスケジュール等について詳細がまとまりましたことから、その概要についてご報告するものであります。

7点目は、第3期上下水道事業包括的業務委託についてであります。

本業務委託につきましては、事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理が実現できるよう、平成27年度から5年契約により実施しておりますが、第2期の契約期間が今年度末をもって満了することから、第3期となる令和7年度から令和11年度までの5年間について、プロポーザル方式により選定を行い、受託者が決定いたしましたので、その概要についてご報告するものであります。

8点目は、相馬地方広域水道企業団との相互連携協力に関する協定についてであります。

東日本大震災や福島県沖地震による長期間の断水を教訓に、水源の確保と迅速な水の供給を図るため、令和4年度から宮城県の主導により、福島県の相馬地方広域水道企業団と広域連携に関する意見交換会を毎年開催し、検討を重ねてまいりました。

その結果、このたび、相互連携協力に関する協定を締結する運びとなりましたことから、その概要についてご報告するものであります。

9点目は、町営住宅使用料の債権放棄についてであります。

町営住宅を退去した債務者2名の未納額家賃について、法令に基づき請求を行ってまいりましたが、最終的に回収不能と判断されることから、町が有する債権の放棄について、議会の議決を求めるため、その概要についてご説明するものであります。

次に、本日資料配付としておりますが、山元町地域おこし協力隊の委嘱についてであります。

町では、地域産業の収益性向上や特産品の開発、新たな事業等を展開しながら、「人が人を呼ぶサイクル」の創出を目指しています。

この取組をより加速させるため、協力隊員や町職員とともに、地域の課題や魅力的なプロジェクトの企画検討、隊員の採用や活動支援等を担うコーディネーターを、令和7年1月1日付で協力隊員として委嘱しましたので、活動内容や今後の取組等について、ご報告するものであります。

なお、その概要については記載のとおりでありますので、後ほど、ご確認をお願いいたします。

以上、本日の議題等についてご説明申し上げましたが、詳細については担当課長等から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（菊地康彦君） はい。それでは、今、町長のほうから終わりましたが、先ほど申し上げましたとおり、一般廃棄物の処分場につきまして、町民生活課長より報告のほう、説明お願ひいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君） はい。それでは、議事といいますか、説明に入る前にという形になりますが、私から一般廃棄物最終処分場建設候補地選定に係る進捗状況等についてと題しまして、ご報告いたします。

お手元の資料、A4、1枚物の資料をご準備願います。

まず1点目、趣旨でございますが、この後、亘理山元統合消防庁舎建設について、行政事務組合さんからご説明があるということですが、同様に広域で事務処理をしております亘理名取共立衛生処理組合において建設を予定している最終処分場につきまして、現在、名取市域内への建設に向けて、候補地の選定作業が進められているという段階ですが、現時点における進捗状況等について、この機会に併せて報告してはということでお話しいただきましたので、本日ご報告するものです。

なお、議長のご挨拶にもありましたとおり、しかるべき場面では組合からの説明になるかと思いますが、本日は町の所管課であります町民生活課から報告ということで、あらかじめご了承お願ひいたします。

では、2点目の経過に入りますが、直近の動きの前に、そもそもといいますか、スタートの部分から概略的にご説明させていただきます。

まず、組合での処理につきましては、平成14年4月から開始されております。この段階で当初方針、いわゆる名取亘理ごみ処理広域化基本方針というものがございまして、

新たな焼却場については岩沼市に、新たな最終処分場については名取市に建設するということがこの時点で計画されておりました。その後ですね、平成19年9月に組合から名取市へ建設用地の選定依頼を文書で行ったと、これが正式な依頼ということで伺っております。その後ですね、中略といたしまして、期間空きますが、いろいろ紆余曲折があったというふうに伺っておりますけども、平成29年の6月に組合管理者会議において、当初方針に沿って名取市で最終処分場候補地選定を行うということが改めて確認されており、これに基づいて現在も動いていると。

なお参考までに、その次は山元町であるということも確認されておりますので、ご承知いただければと思います。

そこから若干期間が経過しまして、令和3年1月、令和2年度になりますが、組合に対し、名取市から名取市小塙原地区を候補地として報告があったということでございまして、その後、組合にて、その候補地、当該地に対して事前調査を実施したということでしたが、その約1年後、令和4年3月になりますけれども、この途中経過もございますが、3月に組合議会への説明、それから組合管理者会議において、最終的には名取市小塙原地区は不適との判断に至ったということで、このあたりからはご記憶に新しいところかと思います。

主な理由としましては、建設費見積額が想定費用を大きく上回ったためなどとなっており、同月中には名取市に対し、改めて建設候補予定地の選定を再度依頼したというような流れと伺っております。

ここから直近、今年度の動きになりますが、令和6年8月に組合に対し、名取市から新一般廃棄物最終処分場建設に係る候補予定区域の詳細調査の実施についての依頼がございました。名取市さんのお話としては、市として10か所の建設可能なエリアを抽出して、さらに5か所まで候補予定の区域を絞り込んだということでございましたが、候補予定地を判断する上で専門的な調査が必要と判断し、組合へ詳細調査を依頼したということです。

この依頼を受けまして、10月には組合管理者会議において5か所の詳細調査を進める方針を決定、11月には組合議会全員協議会にて、この方針をご説明の上、12月の組合議会定例会において、関連予算が議決されたという流れになってございます。この時点の関連予算につきましては、債務負担行為として限度額が約1,890万円、財源につきましては、組合財調を充てるというような説明がございました。

今後の動きになりますが、令和7年3月に予定されております組合議会の定例会におきまして、当初予算へ調査業務委託費を計上する予定となっております。7年度中に調査を実施しまして、7年度中に組合から名取市へ詳細調査結果報告書を回答するという予定になっております。

この回答内容ですが、調査項目ごとに評価を行うが、順位づけは行わないという形で、あくまで1か所に絞るのは名取市さんになるというようなお話でございます。

また、報告書の内容については管理者会議、組合議会全員協議会等へ説明の上、決定していくということで伺っております。

なお、これを受けてですね、さらに名取市での候補地選定となりますので、決定するのはしばらく先になるかというような状況です。

私からの説明は以上です。

議 長（菊地康彦君）はい。説明が終わりました。

今の説明によりますと、大きな変化というものは、今年度に入って、名取市でようやく10か所ほどの候補地が選定されてきたということで、平成14年からの工程であります。私としてもちょっとまだ詳細には、担当部局だけじゃなくてですね、亘理名取共立衛生組合の説明をもって判断すべきかとは思いますけれども、まず早期にですね、決定することを期待するものであります。

この件に関しては、質疑についてはその説明をですね、決定したい。処理組合のほかの説明についてご質問をいただきたいと思いますので、この場での質疑は取り扱わないというふうにしたいと思いますので、よろしいでしょうか。（「いいです」の声あり）よろしいですか。聞きたいですか。まだ今のところでは大きな変化はないということで、担当の課長のほうから答えられるものはまだ持ち合わせていないということですので、この報告だけについて、ちょっと皆さんにお知らせという形で終わらせたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。（「ちょっと1個ある」の声あり）

私に対して、お願ひします。

10番（斎藤俊夫君）この説明は分かったんですけども、問題は大分、名取市と組合との調整に時間を要しているわけですよね。

議 長（菊地康彦君）はい。

10番（斎藤俊夫君）したときに、今のこの最終処分場の稼働状況といいますかね、あるいは、今後、新しい施設ができるまでのその余裕といいますかね、対応状況。どういうふうな見込みなのかぐらい、現段階でさらっと共有していただければありがたいと思うんですよ。

議 長（菊地康彦君）はい。私も以前、この処理組合の議員ではあったんですが、当初からですね、亘理じゃない、岩沼が最終的な処分場になってまして、もう余裕はない状況です。満杯状況なんですね。それで、今現在は外部への搬入、灰を搬入して、それを委託しているということで、埋め立てたり、そういった作業よりですね、外部への搬入していると。そのことについて、当初予算にも上げてるかとは思いますけれども、その委託費がかかっていると、余分な金が今かかっているということですね。

ただ、処分場を建設して費用を負担するとなれば、大体同等の費用が発生するんじやないかという思いもあるんですけども、実際その処分場建設の費用が、今のところその搬入費用というような形になっているかと思うんですが、その見解で聞いて駄目だね。分かる。（「議長」の声あり）

議 長（菊地康彦君）はい。

3番（遠藤龍之君）最初から疑問持ってるんだげつども、なんでこの場でね、予定を変更してまで、こういうことをやんのかね、その辺の背景が全く分かりません。

議 長（菊地康彦君）ああ、なるほど。

3番（遠藤龍之君）それに、その後のね、亘理のにしてもしかり、我々議員送り出してるんだよね、そっちの議会にもね。

議 長（菊地康彦君）はい、はい、はい、はい。

3番（遠藤龍之君）ね。まずはそこを通してさ、そういう詳細がね、話だとそこで確認して、そこで確認が不足して、今度はちょっと分かんないというんだったら、改めてちゃんと形を整えて、正式に要請してもらうというような流れでいけばいいんだけどね。我々どこか参加していいのかというの、さっぱり分かりません。

議 長（菊地康彦君）あの、前回の……。

3番（遠藤龍之君）まあ、まあ、まあ、いい。ここで議論するつもりねえげつども、やっぱりその辺の手順を踏んでね、今後ね。で、一つ一つは非常に重要な問題だと思います。金もかかる分ね。その金のかかる形では当初予算、町の予算を通して確認する場面があるんですから、そういうことも含めて、それでもなおかつ借金とか何とかということになれば、これは本当に特別にね、その部分でおつきい、どっちもおつきいんだ。あのね、問題課題として。亘理のほうもね、大きな金かかるって。それはそれで特別にね、今度、盤面をつくって、そして我々も責任持って町民に説明できるような状況、環境はつくでしょうが。それを今日ぼこっとしてね、いきなり予定まで変更してさ、何やるんだかなって思いながら、ふと蓋開けてみたっけ、こういう中身だとすればね。俺、これはね、だから今日会議を設定したんだからは、一応来てもらって、つくっているわけだからね。後は別立てで考えて、取り組むべきだと私は思います。

議 長（菊地康彦君）はい。あの、本日はですね、ちょっと冒頭に申し上げませんでしたが、前回の全協のほうで各議員間でのですね、その事務組合での情報の共有がないんじゃないかなということで、各議員のほうにはその説明をお願いしたいなというようなお願いをしたところです。で、その後にですね、その進み具合について一人一人の認識だったり、そういういたものは違っていると、間違ったというとおかしいですけども、違った解釈も起きるだろうというふうに私のほうで判断させていただきまして、執行部のほうに相談をしたところですね、一般処分場についてはまだ進捗がないということで、報告できるかどうかということだったんですが、せっかくですのでその全体的にですね、新しく入った方もおりますし、その事務組合に入っていない方もおりますので、できたら共通して進行状況を確認したいということで、町民生活課のほうに私のほうからお願ひしました。で、事務処理組合、消防の関係につきましては、執行部のほうから今回事務組合のほうからも説明をする予定であったということがあったので、執行部のほうから今回の全協にメニューを入れていただきたいというようなことで、今回のような報告なりに、説明になったという次第であります。

ですので、一般事務組合、この中の処理場ですね、一般最終処分場につきましては、最初から説明する材料がないので断られたんですが、私のほうから現状だけでもいいので説明してほしいというようなことでの本日の予定になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

では、よろしいですね。（「はい」の声あり）

はい。では、①番のですね、亘理山元統合消防庁舎建設に係る進捗状況についてを報告願いたいと思います。

それでは、亘理地区行政事務組合のほうからいらっしゃっておりますので、進捗状況についてご説明をお願いいたしたいと思います。

亘理地区行政事務組合事務局長（山田勝徳君）はい。亘理地区行政事務組合事務局長の山田勝徳と申します。

本日は亘理山元統合消防庁舎建設に係る説明の場を設けていただき、感謝申し上げます。

では、亘理山元統合消防庁舎建設に係る進捗状況について、報告をさせていただきます。

まず、亘理山元統合消防庁舎の方針については、昨年3月4日の議会終了後に全員協議会の場をお借りして、行政事務組合から今後の方向性、広域化も10年以内でやる、令和10年度内の完成を目指し、検討を始める旨、説明をさせていただいたところでございます。

本日は、その後の検討状況や進捗状況について、説明をさせていただくものでございます。

内容については、担当の八巻より説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。  
亘理地区行政事務組合参事（八巻康彦君）はい。亘理地区行政事務組合総務課の八巻と申します。  
よろしくお願ひいたします。

私から亘理山元統合消防庁舎建設に関するこれまでの概要について、ご説明申し上げます。

お配りの資料をご覧ください。

ただいま事務局長のほうからもご説明ありましたとおり、これまで山元町議会議員の皆様には、令和6年3月4日開催の町議会全員協議会の後の当組合により、亘理消防署及び山元分署廃止代替に関する説明会と題し、ご説明をさせていただきました。その後、令和6年4月、管理者より亘理消防署と山元分署を統合しての新庁舎建設に向けての事務を進めるよう指示を受けました。

初めに、統合しての新庁舎建設に際し建設予定地の選定が必要なことから、亘理町と山元町の調査会を中心に、また、平成31年4月より岩沼消防と亘理消防が広域合併してから5年が経過し、その間の災害発生及び災害への出動状況の検証を行うことを目的に、一般財団法人消防防災科学センターに消防力適正配置等調査事業を委託いたしました。この事業により、新統合消防庁舎のおおむねの適正地を選定することとしております。

なお、事業完了は令和6年度中を予定しており、調査事業の結果報告を受け、管理者、副管理者にて建設予定地を選定することとしております。

次に、統合消防庁舎建設に係る基本構想の作成が必要なことから、あぶくま消防本部にて、消防庁舎建設検討委員会を令和6年4月に設置し、同年9月に基本構想が完成し、管理者並びに副管理者、構成市町の防災担当に対し説明を行いました。

令和6年10月3日、第5回全員協議会にて組合議会議員の皆様に対し説明を行い、了承をいただいております。

基本構想の策定を受け、令和6年12月25日には亘理山元統合消防庁舎建設推進委員会を設置し、基本計画の策定に着手しております。この委員会は、消防本部消防長以下、幹部並びに構成市町の防災担当課長にもご協力をいただき、委員として幅広いご意見を頂戴しながら、今年度の完成を目指し進めているところでございます。

また、令和7年4月1日には統合消防庁舎の建設と、岩沼消防署空調設備改修工事である岩沼消防署ZEB化改修事業に関する事務を行う消防庁舎施設整備室を、組合総務課内に整備することとしております。構成市町と消防本部より職員を派遣いただき、専門的に事務を進める予定としております。

これまでの進捗状況としては以上となります。

次に、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

こちらも資料に記載のとおりではあります、令和6年度中には消防力適正配置等調

査の結果並びに基本計画が完了する予定で、それらの結果を受け、令和7年度には用地選定と取得交渉、建設用地の地盤調査等を実施しながら、基本設計と実施設計を行う予定であります。令和8年度には建設用地の買収を進め、令和9年1月には工事発注を行い、令和10年度内の竣工を目指していく予定としております。

また、町民への説明等に関しましては、今後、用地選定と基本計画が取りまとまったタイミングで説明会等が行えるよう、管理者、副管理者と協議していくこととしております。

防災の拠点である消防署の統合建設ということで重要な事業となっており、今後、町議会議員の皆様へのご報告は必要に応じ行えるよう、管理者、副管理者と考えていただきたいと思います。

今後、非常にタイトなスケジュールではあり、また、不慣れな事業の推進ということではありますが、組合議員はじめ町議会議員の皆様には何とぞご理解いただき、ご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上、亘理山元統合消防庁舎に関する説明となります。

議長（菊地康彦君）はい。ありがとうございました。

ただいま事務組合のほうから説明が、進捗状況について説明がありました。

この件に関して、皆様から何か確認、質問等ございましたら。

10番（齋藤俊夫君）はい。説明ありがとうございました。

今、八巻さんからね、このタイトなスケジュールで進めなくちゃいけないというね、そのくだりがありましたけれども、まさにそういう中でね、私はね、基本的には組合議会にそれぞれの市町が議員派遣しているわけですから、そこの中でというのが一義的にはあるんだけども、しかし、さりとて関係市町がそれに対する負担をね、するわけだから、うん、やはり組合議会はもちろんんだけども、我が議会としてというか、関係市町の議会としても、一定の共通理解の下にこの大事業をね、推進する必要性があるんだろうというふうに思うんですよね。うん。

まあ、そのことはまず我々共通理解しながらちょっとお尋ねしますが、まず1点目、経緯、経過の中で適正配置の関係の業務を発注されたと、7月ですね。当然、新しい庁舎の建設でございますから、どこの場所にね、どういう地形の中で新しい庁舎を整備するのかというのは、これ大変重要な問題ですよね、うん。だから、道路へのアクセスとか、いろんなことを含めてね、うん。おおむねの位置決めということなんですが、まず、この位置決めがどの程度もう決まりつつあるのか、決まったのか。まず、その点、まず1点目。

議長（菊地康彦君）位置の場所ですね、これがどういう今進捗状況かというようなことなんですが。では、事務局長のほうからですか。

亘理地区行政事務組合事務局長（山田勝徳君）はい。適正配置については、先ほど説明いたしましたとおり、消防防災科学センターのほうに今委託しております。これまで2回の中間報告をいただいており、その都度、こちらからの意見質問等をぶつけながら、成果品の完成を目指しているというところでございます。で、成果品については今月末をもって完成する予定として、今、最終的な詰めの段階に入っているところでございます。

議長（菊地康彦君）はい。そのほかございますか。

10番（齋藤俊夫君）はい。ということは、今のはもうおおむねの位置については、ほぼ判明しつ

つあるということですよね。

亘理地区行政事務組合事務局長（山田勝徳君）はい。あくまで適正配置の関係ですので、理論上、適正の位置はどこかというようなところでございますので、実際に選定する位置については、その周辺ということになろうかと考えております。（「で、その上でね」の声あり）

10番（齋藤俊夫君）その上で今後のスケジュールなんですが、この一連のスケジュールをこなすには、当然、この業務に係る経費を関係市町でそれぞれ負担していくということで、これは新年度の予算に負担を関係市町に求めるということでよろしいんですか。

亘理地区行政事務組合事務局長（山田勝徳君）はい、議長。このスケジュールに書いてある基本設計、実施設計についてのことでしょうか。については、これは亘理、山元の両町で負担ということで予定しております。

議長（菊地康彦君）はい。よろしいですか。何ですか。

3番（遠藤龍之君）ちょっと、どこまで派遣だりしているのか。今の今まで言ってきたんだね、報告を受けたり、まずやり取りしている流れで、そういう地点についてはね、これはこっちでもいい、ここはついているげつども、微妙な報告も問題でもあるし。ただ、我々中間大体、考え方としては亘理と山元の中間地点だな。ですよね、というところまでの説明しか、我々も受けてません。で、まず、そつから我々としては聞きたいのね。あの具体化していく中で、我々もね、今、のようなことを組合議会の中で確認しながら、進めていく。そういうちゃんと、申し訳ないげつどね、管理者もいるんですよ。管理者が休んだら、問題になるのね。管理者いる前で事務局ね、こんなこと言い出していいのかというのは、そういうようなところはちょっと配慮しながらね、こういう場面を持つんだったら。あるいは、うちで実施しようにも、これまた重要なことだから、もしそういうことをやるんだったら、ちゃんとルールを明確にして、表とかね、ということで進めていかなきゃなんねえ。人のうち、ちょっと分かんないですって、どこかと言ったってね、その辺の配慮がね、物すごい。

そして、今のような質問はでもすごい重要だったら、我々みたいに派遣されている議員ね、それは当事者で正式な場面でそういう会議しますからね。それをもって、その報告を受けて、それ半分まだ疑問つつうときには、今度は町に対して、ちゃんと補助金というね、確認する場面あるんですから、そこでこの確認していただいて、そして、よりよい、そういう話合いを聞いたら、我々も参考になる部分もあると思います、派遣されている議員ね、ということですから。（「議長」の声あり）

10番（齋藤俊夫君）ええと、遠藤さん言うの分かるけども、私は何もね、例えば、どこの場所なんだって言ってるわけじゃないんだからね。おおむね決めるっていうね、スケジュールを確認しているまでですからね。

それから、なぜ私がその今後のスケジュールで確認しようとしたのか。今、新年度予算の審議を控えた、そういうタイミングですよ。（「それ馬鹿にしてる」の声あり）だから、その予算化に向けた動きとして、取組としての基本的な、事務的なことを確認するまでであってね、うん。（「まあ、何となく分かってるけど」の声あり）それが。（「今日こういう場というのはね」の声あり）いいですか。（「情報源ってあると思います」の声あり）

議長（菊地康彦君）すみません。問題とか、そういうもんじやないと私は思います。（「いいや、

ここでそういうふうに…」の声あり) そういう発言は、ちょっと私に対して侮辱発言になるんですけども。(「それは、だとするならば、我々に対しての侮辱にもなりますよ」の声あり) どうしてですか。(「はっきりしている…」の声あり) 執行部から説明をしますということだったものですから、私は受け取ったわけです。私がどうしてもやってくださいと言ったわけじゃないんですよ。(「そして、質疑の内容とかね、申し訳ないけれども、派遣された……」の声あり) どこまで説明できるか私も分かりませんし、それを今日ができる範囲で。(「もう進めてください」の声あり) はい。

すみません。その町長のほうにお伺いしたいんですけれども、町長のほうにお伺いしたいんですけれども。

町長(橋元伸一君) はい。

議長(菊地康彦君) 今日のですね、執行部からの説明ということで予定した内容は、今、事務組合のほうからの説明があったわけですけれども、その内容というのは執行部でも把握していたわけでしょうか。(「何」の声あり) どこまでの説明をというのは、執行部のほうでは理解して、今日の説明という形なんでしょうか。

町長(橋元伸一君) あ、この中身ですか。中身は、私は確認はしておりません。で、今日説明ですから、先ほど、議長が一番最初に挨拶したように、今日はここで報告のみということで、質問をそんなに深くいくものではないのかなという勝手な解釈をしておりました。

というのは、私の感覚から申しますと、やはり議会のほうから4名の議員が派遣されておりますので、その何のためにその4人の議員が派遣されているかというと、やっぱりそれは議員さんたちが持ち帰って、それはやっぱほかの議員の方たちにある程度こう報告をしていただくということで、この組合のほうとしては、まあ、どちらもですけどね、議員派遣というのを行っていると私は思っておりましたので、だから、説明する必要がないということではないんですが、今回の問題も大きいので、ある一定の要所要所での説明はこちらとしても考えておりましたが、まだそこまでの段階ではなかったので、これまでこっちからの説明というのは去年1回やったきりになっていましたが、ちょうど今回お話をいただいたときに、そろそろちょうど記事に載っていますので、年度末ですね、一度こちらの本部のほうから職員が来て、ここまで部分は説明はしたらしいんではないかという話は内部ではしておりました。ただ、それに対しては、こちらもすごく議会議員の方たちにも神経を使いました。議会議員の方たちにまだ言つてもいきないことを、ほかの議員の、派遣されていない議員の方たちに話をするというのもちょっとおかしい話ですから。ですから、議会の中でこれまで話してきたこと、決めてたこと、そこの部分で切って話をしようということで、今日は来ています。

議長(菊地康彦君) 前回ですね、8月でねえや、ええと、7月だね。ええとね、3月4日、この際は事務組合で全て協議が終わった段階のものを、我々に説明していただいたということで理解してよろしいんですよね。

町長(橋元伸一君) うん。あの事務組合というか、議会に話した分ですね。議会にまだ説いていないことを事前にこちらで出せませんので。

議長(菊地康彦君) で、まあ、私今回お願いしたときには、そのときの報告以来、どういう進捗か分からなからということで、私のほうで総務課長にもお話、相談したんですけれども、その際にそういうことは今回、事務組合のほうから報告する、したいというようなことがあったので、このメニューに入れたものですから、私のほうにもどこまでの説明

を私たちにされるかというのは、私にも聞いていないんですよ。説明がないんですよ。ですから、私はここでのやり取りができるものとして取り上げたんですけども、では、これは報告だけということなんですね。

町長（橋元伸一君）うん。まあ、報告だけというか、ある程度の質問は受けるつもりではいましたけれども、先ほど言いましたように、議会のほうに出した部分について説明した、派遣されている、こちらの議会の中で報告されている分に関してはできますが、それ以降のもの、まだ確定していないような、報告されていない部分に関しては、質問されてもちょっとお答えは。

議長（菊地康彦君）分かりました。ということは、前回の3月4日で説明した内容の進捗に質疑をとどめてほしいという。

町長（橋元伸一君）そうですね。

議長（菊地康彦君）ことでよろしいわけですね。はい。

そのように、今、確認しましたので、ちょっと私には事前にちょっとその辺の全協までに話は特別なかったので、大変皆さんに説明不足になってしまったのがあったと思います。申し訳ございませんでした。

ただ、一方的にですね、事務組合をどうのこうのというような趣旨ではございませんので、その辺はご理解の上、会議を進めさせていただきたいと思います。

10番（斎藤俊夫君）はい。一定の確認をしていただきましたけども、だから、私先ほど言いましたようにね、これがほら、その例えは今年度のもう少し早い時期だったらいざ知らずね、もう新年度予算編成、もう終わってるでしょう。ねえ、町長。もう予算編成終わってますよね、うん。だから、私確認してるんだから。先ほど組合から説明あったスケジュール案の事業を遂行するためには、各市町で負担金出さなくちゃないですよね。ねえ。査定終わってるんでしょう。（「査定終わってます」の声あり）ねえ。で、終わってるんだとすれば、私、そこんとこ確認したまでですよ。

議長（菊地康彦君）であれば、この件に関しては……。

10番（斎藤俊夫君）何で、何で、それがここでのあれにふさわしくないとかというふうな話になるんでしょうかということを言ってるだけであってね。

それと、ちょっと待って。待ってなさいよ、もう。（「待ってなさいだって」の声あり）

議長（菊地康彦君）やめてください、それは。

10番（斎藤俊夫君）ちょっと何だ、今の。議長。何だ、今の態度。

議長（菊地康彦君）ちょっと他の行政組合も来ていますので、ちょっと冷静に。

ちょっとですね、予算関係については事務組合というよりは、町、町政に対しての内容だと思いますので、それは今回の質疑じゃなくてですね、これから予算審議、それから総括等が予定されていますので、その際にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

10番（斎藤俊夫君）はい。今後のこともあるのでね、お願ひしておきますけれども、今みたいなすれ違いの議論になるというのは、うまくねえ話ですよね。今みたいなすれ違いのような議論になるというのは、うん、まずいと思うんですよね。うん。

要は、その各市町の新年度の負担金ね、もう既に査定終わっているということは、組合から各構成市町村に。（「違うでしょ」の声あり）かくしかじかの話があって、それ

をよしとしているから、もう予算編成終わっているわけですよね。だとすれば、やっぱりそういう話というのは、組合としても組合議会のほうにちゃんと話をして、そして、構成市町村に負担金の予算化を求めるとか、そういう手順さえ踏んでもらえれば、ねえ、このタイミングでそういう手順を踏んでもらえればね、いいと思うんですよ。

私はね、それと今、隣でね、いろいろ茶々を入れている方がおりますけども、普通のね、普通の通常の負担金であれば、何も問題ないですよ、ね。これ大事業だから、大事業だから私はやいと言っているわけで、普通の負担金までのね、手順がどうのこうのと言うつもりは毛頭ございません。はい。

町 長（橋元伸一君） はい。予算に関してはこちらとしても、内部としてもね、町の予算にも関わってくることなので、そこは本当にシビアにいろいろと対応してきたつもりです。で、こちらとしても予算の中でこれ出てきますが、議会前に一度このことについては説明をしようと思っている部分ありました。たまたま今回こういうふうな話をいただいて、今日に今日この説明ということになってしまったので、こちらからの説明前にこういう話出したという部分もあります。これは今齋藤議員から言わされたから言っていることではなくて、内部ですね、やっぱりこれ大きい話なので、負担金がかかってきますし、今後もそれなりの負担をしなくてはいけない部分が出てきますので、その部分に関してはそういうつもりではいたんですが、たまたま今日こういうふうになったというところになります。

で、その議会のほうのこちらの事務組合のね、議会のほうは今月の、今月じゃない、3月議会でのほうで予算をという予定になっております。はい。

11番（岩佐孝子君） はい。ええとですね、事務局から来ていただいて説明を受けました。

その前にですね、やはりせっかく構成している議員、組合議員を選出しているわけですから、その中で確認をしながらっていうのも私は一番大事ではないか。今までそういうふうな説明、私ずっとさせていただいてますけども、議長、議長が分からぬときには多分議員さんたちに確認をして、今までのですよ、過去を振り返れば。こういうふうなところで、このようなというようなことはございませんでした。なぜここで来たのかって、だったら派遣している議員が信用できないのかなというふうな思いもありますので、これからはですね、やはり議会の問題なんですけども、議員、派遣されている議員として、私なんか今まで全然そういうところにも出たことがなかったので、どういう経緯だったか分かりません。でも、ああ、こういうことかなというふうな、ところどころでの事務局から来ていただいての説明を受けて、あ、こういう、ここまで進んでいるんだ、あ、こういうことだ、分かんなければ、派遣されている議員に聞けば、まずは確認できることではないかと思いますので、そういうふうに進めていただければと思います。

以上です。

議 長（菊地康彦君） はい。今、ご意見いただきましたが、今までやっていなかったと。各委員会からの事務局ですね、議員、事務組合からの担当の議員からの説明があったということですが、今までこういう大きな問題というのはなかったわけですね。要は消防庁舎の建て替えだったり、そういうものがなかったので、やはりここは慎重に、また各議員さんを信用していないとか、そういう問題ではございません。やはり柱になっております事務局のほうからの説明を聞いたほうが皆さんも理解しやすいだろうし、町が間違つ

たという、先ほど申し訳ないですが、違った方向にならないように私は慎重を期したつもりであります。決して、説明を強要したわけでもございませんし、現在、どのような状況にあるかを皆さんのが理解さえすれば、私はそれで構いませんということで執行部にお願いしたわけですけれども、その点、先ほどの一般最終処分場につきましては、平成14年からの話でしたので、特にどうなっているのかということは私も議員の時代から理解はしていましたが、節々にやはり各議員の中でもどうなってるんだやつていうような思いも強く感じておりましたので、今回の説明を皆さんからという思いもあって、この間は全協でお願いしたつもりでしたが、その辺の誰にどうしたらいいのかというのもありましたので、やはり正式なところが一番間違いないのかなというふうな思いであります。

で、特に先ほど申したように、消防庁舎につきましては、これは昨年の3月に説明を受けたときは、これ大変な問題だなど。その建て替えなければ、国からの助成がもらえないなくなるだとかですね、そういった心配もあったものですから、そういったスケジュールにきちんとですね、合致しているのかどうか、それが間に合わなくなってしまったんでは、これは町の持ち出しも大変なことなので、その辺は各議員さんも出席されて、十分チェックされていることだと思います。

なので、今回はそういった意味で事務局のほうに相談させていただきました。その中で、町民生活課からはあのような報告で、今回も消防のほうについては町執行部のほうで説明のメニューを持っておりますのでということだったので、皆さんにこういう報告をさせていただいたということですので、特に皆さんがどうのこうのだからというような意味でやっているつもりもございませんので、その辺は執行部も理解していただいていると私は思って、今回お願いするつもりであります。その辺はご了承願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2番（高橋眞理子）はい。今の議長の最後の締めくくりのっていいましょうか、ことで、私は理解できました。

で、その前、今この10分ぐらいのいろいろなやり取りを聞いてますと、結局は斎藤議員がおっしゃりたいのは、予算が決まる前、決める前に説明あればよかったですのかなあという思いをしながら、町が、私はそう思いながら聞いたところなんです。この場においては、ちょっともう予算決まったところでね、言われては遅かったんじゃないかということを、まず私は感じたんですね。

あとは、その議員の皆さんね、そちらの行かれている議員の皆さんにしたら、やっぱりそういう思いも当たり前だなあというふうに思いましたのでね。その辺で何となくこうやっぱりこうごたごたというね、先ほどからもね、10分ぐらい、ごたごたごたっていうのはね、よろしくないと思うんですよ。ましてやね、せっかくいらしてくださってる中で、本当にこれはね、このまた議会にも持ち込んでこのごたごたになるのは、非常に山元町のね、イメージ悪くします。どうぞ皆様、皆さんって私が言うことでもないんですが、私は皆さんのが思、それぞれの皆様の思は本当に承知いたしましたので、どうぞ理解しましたので、しましたので、ごたごたないように進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

10番（斎藤俊夫君）あのね、ごたごた、ごたごたじゃなくて。（「ごたごたですよ」の声あり）

物事にはね、基準、順番があるんですよ、ね。そのことを理解しないで。（「先ほど言

いました、私」の声あり) そういう発言では困ります。

あの議長ね、最後に先ほどね、八巻さんから説明あった中で、1か所だけ確認させて、終わります。スケジュールの4月のこの施設整備、設置の説明の中で、八巻さん、さつき岩沼消防署の改修を含むというふうなくなりましたけれども、どの程度の改修なんですか。小修繕なんですか、それとも、大規模な修繕なんですか。

亘理地区行政事務組合参事(八巻康彦君) はい。ただいま、斎藤議員のご質問に対して回答いたします。

令和7年度にですね、岩沼消防署の空調設備、要はエアコン、暖房、これが現在7割程度、破損により動いていない状況です。当直、消防職員ももちろん24時間勤務で勤務しております、その中で1階の部分の食堂とか待機室、トレーニング室といった部分がエアコンが全く夏は動かない。現在もファンヒーターをたいて、広いフロアなんですがけれども、食事を取ったり、待機しているという状況でございます。それがもう数年前からいろんな部分が壊れているというので、補助的な改修をしながら、今まで来たんですけども、どうしても消防庁舎平成20年に竣工したんですけども、それも14年ぐらいたっているということで、部品の供給がもうないというメーカーからのご指摘もあって、ではどうしようということで改修をいろいろ見積りを取ったところ、膨大な金額が見積金額で出てきました。

その中で今回組合のほうで考えているのが、脱炭素化事業債という国からの財政支援があるということがありまして、それを見越して、いわゆるZEB化という言い方をするんですけども、環境に即した施設を導入するんであれば国からの財政支援しますよということで、約2億程度の事業費にはなるんですけども、こちらも国からの支援で充当率等を考慮しまして、その事業債を使って、今回やろうということで計画しております。これもその事業としては大きい事業ですので、消防庁舎の建設だけではなくて、そちらの事業も令和7年度から令和8年度中旬ぐらいまでの事業になると思いますが、その事務を進めながら、消防庁舎の建設もやるのにどうしても我々組合の総務課としては人数にも限りがあるので、構成市町からの支援、または消防職員、消防本部からの職員を派遣していただいて専門的にやろうということで、その施設を4月から設置する予定でございます。

以上です。

議長(菊地康彦君) はい。では、この件については、この辺で終了にしたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。(「ありがとうございました」の声あり)

では、ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時35分 再開

議長(菊地康彦君) それでは、時間になりましたので、再開いたします。

河北新報さんより傍聴の申出がありましたので、許可しております。

では、②番、深山山麓少年の森拡張・改修工事の進捗状況と今後の管理・運営について、担当課より説明を求めます。

生涯学習課長(伊藤孝浩君) はい、議長。では、深山山麓少年の森拡張・改修工事の進捗状況と今後の管理・運営について、ご説明申し上げます。

まず、私のほうから、1の趣旨から3番目のほうの予算関連までご説明させていただきまして、4の指定管理者の指定からは中央公民館長からご説明申し上げますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

ではまず、趣旨のほうですが、現在、進めております少年の森の工事につきましての進捗状況と、あと3月の議会定例会のほうに上程を予定しております予算関連及び指定管理者の指定並びに設置条例等の改正の概要について、ご説明いたします。

で、2番目のほう、工事の進捗状況につきましては、2つほど工事ありますが、まず、拡張・改修工事につきましてはこれまでですね、説明申し上げたとおり、以下のとおりですが、工期につきまして申し上げますと、今年ですね、5月20日完成見込みということになっております。

で、進捗状況につきましては、1月末時点の進捗率は約75パーセントとなっておりまして、拡張エリアのほうの基盤整備が完了しまして、バーベキュー広場等の整備を今現在しております。

今後は既存の管理棟周辺の整備や、あとは舗装工事等施工予定となっております。

建築改修工事、管理棟等のですね、改修工事分につきましては、こちらも工期につきましては今月20日までとなっております。

進捗状況としましては、工事自体は完了しております、今現在は完成検査に向けて書類等を整理中という形になっております。

なおですね、登山者等、今工事中でも来ておりますが、そちらの利便性を考えまして、既存管理棟のトイレはですね、段階検査、事前に検査を実施しまして、利用再開済みとなっております。同様に、登山道入り口にあります既存の屋外トイレは、今月17日から利用再開予定としております。

3番目、予算関連につきましては、拡張改修工事の受注者と協議調整の結果による年度支払額の変更のほうと、あとは建築改修工事のほうの完成に伴いまして、確定した工事を踏まえまして、令和6年度予算の補正を考えておりまして、並びにですね、令和7年度当初予算の概要についてもですね、併せてこちらでご説明させていただきたいと思います。

まず、(1)番目、債務負担行為の設定につきましては、さきの令和5年の12月議会定例会において、期間については令和5年度から7年度の限度額3億2,500万円でご可決いただいたような状況となっております。

2番目、事業実施に係る、当初見込んでおりました予算計画としましては、こちらについても、これまでご説明したとおり変更等はありませんでしたが、申し上げますと拡張の改修工事につきましては2か年度にわたる工事になるため、工期等に応じて、2か年度にわたる予算をこのように見込んでおったところでございます。

右上のほうになりますが、(3)番目、工事のほうの進捗に伴いまして、契約額と支払額のほうの確定したことによりですね、各年度の予算の見直しを行いたいと考えております。

まず、拡張・改修工事につきましては、工事受注者と協議調整による年度支払額の変更をしたいと考えております。

で、まず現状をご説明申し上げますが、一番右側ですね、表のほうの合計欄を見ていただきたいと思いますが、まず、当初予算額のほうは2億9,030万円ということで、

入札を経まして契約額が確定したことによりまして、2億5, 465万円ということですで確定しまして、請け差分という分ですね、3, 565万円が、この差額分が出ているような状況となっております。

で、内訳としまして左側、令和6年度につきましては、当初予算のほうで見込んでおりましたのが2億4, 880万円。契約額、支払額ですね、確定したことによりまして、調整等ありましたが、1億3, 093万円ということで、予算額との差としまして、1億1, 787万円ほど、この差が出ておりまして、この分をですね、減額と、3月の補正予算のほうで減額を今現在考えております。

で、令和7年度につきましては、4, 150万ほど予算で見込んでいるところをですね、先ほど令和6年度の支払額が変更になったことで残額分ですね、令和6年度の残額を加えまして、1億2, 372万円ということでですね、こちらにつきましては、当初予算、令和7年度の当初予算のほうで、こちら見込むという形になっております。

下のほう、建築改修工事につきましては、工事が完成したことによりまして支払額の確定をしておりまして、当初予算額3, 250万円ほどを見込んでおりまして、契約のほうは3, 194万4, 000円と、請け差分としまして55万6, 000円、こちら請け差分ととなっております。

で、上記のことを踏まえまして、予算を整理した結果ですね、令和6年度補正予算のほうで支払い不要分になった分の予算減を考えておりまして、下のところを見ていただきますとおり、拡張・改修工事で支払いが変更になって不要になった分としまして、1億1, 787万を減としまして、建築工事で不用になった分、5, 555万6, 000円を合わせまして、1億1, 842万6, 000円をですね、令和6年度、今度の3月の議会のほうでですね、補正予算としたいと考えております。

で、新年度予算の関係ですが、新年度予算、令和7年度の予算につきましては、拡張・改修工事の令和7年度支払額、先ほど申し上げた額ですが、1億2, 372万円と。あと、あわせまして軽微な変更分の対応分ということで500万円ほどですね、見込ませていただきまして、合計で1億2, 872万円ほどをですね、来年度予算ですね、の当初予算で計上させていただきたいと考えております。いずれもですね、3月の議会定例会のほうで提案したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

中央公民館長（武田賢一君）続きまして、4番目、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、前回1月の全員協議会でお示しした振り返りとなります。

（1）指定管理者候補者としまして、山寺深山愛林会、会員25名、会長伊藤久光氏になります。

この場をお借りしまして、前回ご質問いたしました、会員の年代層についてご紹介したいと思います。会員25名中、30代1名、40代4名、50代3名、60代7名、以上70代が残りの会員となります。

（2）指定の期間になります。期間はこちらにお示ししますとおり、3年間としております。

資料の裏面をご覧ください。

5番目になります。設置条例等の改正。

今回の拡張・改修工事で新設しております施設、その使用料等を定めるとともに、既存の施設を含めまして、管理・運用に関する例規を整備するものです。

1番目、関係する例規になります。山元町深山山麓少年の森設置条例、同じく、管理規則となります。

2番目としまして、主な改正の内容を大きく3つ示しております。新設する施設の追加の整理と、右に行きまして使用料の追加、下段に行きまして使用料減免の内容の整理となります。

3番目、新旧対照表としまして、こちらは条例第4条関係になります。右側に書いてありますのが改正前の施設、左側に書いてあります改正後、こちらが新設を含めた施設となります。

下段のほう、参考図のほうと同じ位置を示しておりますので、こちらのほうはご参照いただければと思います。

(1) のBMXコース、こちらのほうを参考にご紹介しますと、改正前は(1)マウンテンバイクコース及びBMXコースとしておりました。こちらのマウンテンバイクコースのほうは、こちら改正後、旧のほうに示しますトレッキングのほうに改修を行っております。

その他施設のほうは下段、平面図のほうをご参照いただければと思います。

で、右側に行きまして、別表になります。第9条の関係になります。こちらのほう、ポイントをかいづまんでご説明したいと思います。

この表の改正前、改正後と示しております。

上段から参りまして、BMXコースとBMX1台といったところにつきましては、これまでどおり変更はございません。

そり1台の項目に参りまして、こちらとバーベキューコンロ1台、こちら新設の設備となりますので、こちらのほうは改正後としまして、中学生以下と高校生以上、そり1台のほうで仕分をしまして、記載のとおりの金額と定めております。

バーベキューコンロにつきましては、町民と町民以外を分けまして、こちら1日当たり500円と1,000円としております。

その下段に参りまして、研修室になります。こちらのほうは、管理棟の中になります研修室となります。ここは一部見直しを行っております。従前、中学生か高校生以上で分けておりましたが、今回は中学生以下、高校生以上の区分は廃止としまして、こちらのほう、令和7年から見直しが1度もかけられてなかったといったことも踏まえまして、高校生以上のほうでの統一をしております。

その下の目的外の使用のほうは廃止としまして、入場料を徴収する場合として、興行の目的の使用の場合、いわゆる収益を目的とした内容でいった場合には、5倍を乗じた額を徴収するとしております。

次に、シャワー室ですが、今までではありませんでしたが、今回、町民と町民以外、100円と200円と、あとバーベキュー広場1区画当たり1日町民500円、町民以外1,000円としております。

下段の詳細のほうに参りまして、こちらのほうバーベキュー広場の使用時間でありますが、ほかの近隣のほうを例に取りまして、安全管理といったところを踏まえまして、一番米印の下段となりますが、午前10時から午後4時までとしております。

一番最後の規則第12条関係、これは現在調整中となります。減免の規定案としてお示しをしております。100分の100、つまり全額免除といったところは、こちら

右側のほうに記載のとおりなんですが、その内容としまして、町又は町の機関の主催の事業のため使用する場合、次に町内の小中学校、保育所及び特別支援学校が学校行事のため使用する場合、そのほかにつきましては、町長が特に必要があると認める場合で、100分の100から100分の25で調整してまいります。

最後の表になります。

6番目、今後のスケジュール案になります。

項目別に申し上げますと、工事関係、条例、指定管理、予算の項目立てとしております。

3月に入りまして、まず条例ですが、こちら先ほど申し上げた使用料の関係条例の議案の上程を予定しております。

指定管理につきましては、指定のほうの議案、予算に関しましては補正予算と当初予算併せての上程と予定しております。

4月以降につきましては、こちら記載のとおりです。

7月リニューアルオープンを目指して、準備を進めてまいります。

説明につきましては以上となります。

議長（菊地康彦君）はい。ただいま説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございましたら、お受けいたします。

4番（丸子直樹君）はい。すみません。今後の管理、運営という意味合いでのちょっと質問になるんですけども、こちらの山麓少年の森、こちら造って、山元町外の方々のご利用も結構考えられていると思うんですけども、あそこの場所への交通誘導とか、そういうものに関しては、特に今の現状から何も変わらずに進めていくようなご予定でしょうか。

中央公民館長（武田賢一君）はい。現時点では、そういった誘導というのは看板というのをお聞きになっているかと思いますが、現時点ではほかに標識なんかは、会場近くには立てるという考えはありますけれども、誘導のほうは今のところは考えておりません。その代わりといってはなんですが、ホームページ等を開設するなどして、誘導のほうはそちらのほうで行っていったり、チラシ、あとはPR、広告用紙など、活用する予定とはしております。

4番（丸子直樹君）はい、ええ。それを一応確認したかったんですけども、こちら多分町としての広告等々多分出されるような形になると思うんですけども、実際、そこら辺でどこまで広げるのかとか、あとは実際のこの滑りそりですか、人口そり滑りあるのって、多分県北のほうというか、あちらのほうに行かない多分ないので、多分こちらのほう集まってくる可能性あると思うんですけども、高速の入り口から、こっちの少年の森のほうまで行くルートとして、なかなか高速下りて、すぐ西に向かって行くと、ちょっとなかなか東街道出にくいでし、そこの高速近辺から東街道のほうに抜けられるような看板の設置だけはしていただければ、分かりやすいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（菊地康彦君）回答、はい。

中央公民館長（武田賢一君）はい。今、ご案内の高速道路から下りてとなりますと、はい、そういったところもいろんな看板設置制約等ございますので、そういったところも検討してまいりたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい。ただいま提案いただいた看板設置、それは必要だと思ってます。今、

丸子議員が言ったようにですね、あそこを真っすぐ突き抜けて東街道に行って、東街道を上っていくって、知っている人は一番簡単なんですが、やっぱりあの東街道のまだ道路の整備もちょっと不安なところがありますので、できれば国道を通って、あの山下小学校のところから入っていくような形で誘導を図りたいというふうには考えております。

安全、まずは安全確認しないといけませんので。

議 長（菊地康彦君）安全がね、はい。

そのほか、ございませんか。

2番（高橋眞理子）はい。これは本当にいよいよとなりましたね。このBMXコースも大分拡張やらもされたと思う、拡幅やらもされたと思うんですけど、これはどのような利用というふうに、今のところは考えていらっしゃいますか。

中央公民館長（武田賢一君）はい。利用といいますと、整備したBMXコース、こちらのほうは一般的の貸出しの利用から幅広くは団体利用、あと大会なんかも今こちらのほうとしては考えの中ではあります。指定管理のほうに渡していきますので、その辺のところは情報共有図りながら、そういった声も聞こえておりますので、検討して進めてまいりたいと考えています。

以上です。

2番（高橋眞理子）はい。よろしくお願ひします。

県でもそれほどない施設といいますか、設備だと思われますので、その辺も大いにPRしていかれたらいいのかなと思いました。

あと、このシャワー室ということですけど、シャワー室って、これどこにありますかね。

中央公民館長（武田賢一君）はい。現在あります管理棟の中にございます。（「分かりました。以上です」の声あり）

6番（渡邊千恵美君）はい。防災と防犯対策、監視カメラなどの設置とかは考えているかどうか、確認いたします。

中央公民館長（武田賢一君）はい。防災用の監視カメラのほうは。（「防犯」の声あり）防犯ですね。当初としては、設置の予定はありませんでした。指定管理のほうからもそういった話題を出されておりましたので、運用に入りましたら、監視のカメラだとか、そういうところも検討してまいりたいと思います。

6番（渡邊千恵美君）まだ、確実ではないということですか。決まってないということで、これから。

中央公民館長（武田賢一君）はい。これからとなります。（「分かりました」の声あり）

議 長（菊地康彦君）そのほか、はい。

町 長（橋元伸一君）防犯に関しては、協議する中でも話はやっぱり一番、この指定管理料を出すに当たっても、どこをどれだけの人数で管理できるかということもありますので、やはり防犯カメラある程度設置をしないと、ちょっと管理、広い場所になりますので、その辺はちょっと大変かなということで、話はちょっと今こちらのほうでもしているところです。

議 長（菊地康彦君）そのほかございませんか。（「ちょっとだけ、すみません」の声あり）

2番（高橋眞理子）はい。先ほど指定管理者候補者のメンバーの年代別でのありましたけど、これ加えると25にならないんですけど。

議 長（菊地康彦君） 残り、全部言ったほうがいいです。（「ちゃんと説明して」の声あり）

2番（高橋眞理子） ごめんなさい。

中央公民館長（武田賢一君） はい。失礼しました。先ほど、残りということで、ちょっと最後の部分はしまいました。もう一度、申し上げます。（「ごめんなさい、よろしくお願いします」の声あり）

30代1名、40代4名、50代3名、60代7名、70代以上が10名です。

2番（高橋眞理子） そうすると、25になるのかな。4、5、8、7、なりますね。はい、了解しました。

議 長（菊地康彦君） そのほかございますか。

ないようであれば、この件はこれで終了といたします。

それでは、続きまして、真庭グラウンド用地の取得についてを説明願います。

中央公民館長（武田賢一君） はい。それでは、真庭グラウンド用地の取得について説明を申し上げます。

資料のほうを、ご準備お願いします。

1番目の趣旨です。こちらは読み上げの説明とさせていただきます。

真庭グラウンドは、昭和57年に町民運動場として設置しております。地域団体等のスポーツ振興と健康増進、親睦融和を図るレクリエーションの場として利用されております。そのほか地域住民の安全・安心を確保するため、消防ポンプ置場や有事の際に指定緊急避難所、ドクターヘリポートとして活用を現在されております。

今回、町に対しまして地権者から要望が出されておりました土地の取得について、土地の必要性と取得する経費等を検討した結果、今後も重要な役割を担う土地であるということから、これらを総合的に判断しまして、土地の取得を行うものとしております。

2番目、真庭グラウンドの概要となります。

（1）の真庭グラウンド、こちらのほうは昭和57年に条例で制定設置しております。概要につきましては、こちら記載のとおりとなります。

（2）番目、賃貸借契約の内容としまして、グラウンドの一部を賃貸借にて運用をしております。その内容につきまして、借地1と借地2としまして、地権者、賃貸借分の面積、金額を示したものとして、こちらにお示しをしております。

この表の右側の下段、真庭グラウンドの航空写真のほうをご覧いただければと思います。

上空から見た真庭グラウンドを示した図となります。赤く囲っている部分が今回借地をしながら、賃貸借契約をしながら、こちら運用を行っているグラウンドとなります。大きな面積、借地位置としまして、この扇形のところになります。借地2としまして、かぎ形になります、こちらのほうが借地2となります。

3番目、経緯・経過となります。

こちらのほうは、（2）から説明します。

平成2年に消防ポンプ置場を設置しております。

平成21年に、こちら真庭の農村公園整備工事を行って、グラウンドの整備を行っております。

25年に、平成25年になりますが、五十六会、もともとお借りしていた団体のほうが解散したことによりまして、賃貸借契約、こちら地権者の変更がありました。

27年になりますて、地権者、こちら関 登美子さんということで、地権者の娘さんに当たる方なんですが、相続しております。

米印で記載しております、地権者から土地の売却の相談を初めて受けたのが、この27年でありました。

翌年28年になります。こちらは佐藤利幸さん、こちらは元の地権者のご長男に当たられます。こちらの契約の追加をしております。

令和4年になりますて、土地の取得についてということで、改めまして地権者のほうから、町に相談をしていた件について回答を求められたところです。

その内容を受けまして、令和7年、今年になります。不動産鑑定を行いまして、鑑定額を算出しました。

4番目、土地の必要性と利用状況についてです。

土地の必要性につきましてはこちら記載のとおりとなります、スポーツの振興、健康新進、加えまして地域住民の安全・安心を確保するため、今後も活用するために必要な土地と判断しております。

主な土地の利用状況です。グラウンドとしましては少年野球、グラウンドゴルフ、幼稚園の運動会などで活用されています。そのほか、先ほどご紹介しました消防ポンプ置場、指定緊急避難所、ドクターヘリポートなどで活用をされております。

参考としまして、3. 11以降、使われた内容を記載しております。

右のほうにいきます。

資料の5番目、土地の取得額等についてご説明します。

こちらのほうでは取得と返却についてといったところで、経費の比較をした内容となります。土地の取得をした場合と、返却をした場合と、そういう観点で見比べて、経費の概算額ではありますけども、比較検討を行いました。

土地の取得額については、こちら鑑定額に基づきまして729万円、土地の返却につきましては、およそ2,100万円かかると見込んでおります。

内訳につきましては、現況復旧で返還した場合、あとは消防ポンプ置場、そちらの移転費を見ております。

対象の土地の鑑定額になりますが、平米当たり3,000円と鑑定結果が出ております。借地1と借地2、おのの置き換えた場合の金額をこちらに示しております。

(3) としまして、土地の取得、返却にかかる経費、こちらのほうを比較しまして、土地の将来にわたる必要性を見据えまして、総合的かつ長期的な観点を考慮した結果、土地を取得する方向で進めるものとした考えになりました。

6番目、用地取得スケジュール案としております。

本日の説明を踏まえまして、3月の議会、こちら当初予算を計上予定として考えております。

4月に土地売買契約を結びまして、5月に登記変更、地権者への土地の代金の支払いと予定したところです。

説明につきましては以上となります。

議長（菊地康彦君）はい。今、説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、この件に関しては終了といたします。

続きまして、空家等対策（特定空家等対策）の進め方について、説明を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい。町民生活課です。よろしくお願ひします。

では、空家等対策（特定空家等対策）の進め方についてご説明いたしますので、お手元に資料、A4、1枚物になりますが、ご用意お願ひいたします。

まず、1点目趣旨でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空家、いわゆる特定空家等への措置を進めるに当たりまして、当該措置につきましては、生活環境の保全など公共の福祉の増進に寄与するものである一方、個人の財産に影響を及ぼすことになりますので、慎重を期す必要があると思慮されるため、関連条例の整備等を通じ、町民や議会の皆さんとの理解を得て進めたく、その進め方等についてご説明するものです。

2点目の現状になりますが、主な点、3点ほど記載しております。

まず、法に基づく計画の策定及び協議会の設置につきましては完了しております、この空家等対策に活用できる財政支援措置、空き家対策総合支援事業を活用可能な状況となっております。

2点目としまして、計画の策定と並行し、敷地外からの外観調査による実態調査を実施し、特定空家等候補47件を抽出、その後、さらに専門家、一級建築士による敷地内に立ち入っての外観調査を実施し、23件まで特定空家等候補の絞り込みを行っている状況です。

3点目といたしまして、これまで議会等において特定空家等に対する対応措置は、こちら空家特措法及び行政代執行法等に基づいて、条例を定めなくとも実施可能でございますが、個人の財産に影響を及ぼす措置となることから、これに関わる町条例を制定し、町民の方にも広く周知をしつつ、理解を得ながら特定空家等への措置を進めたいというようなことで、回答をしてまいったところでございます。

こういった経緯を踏まえまして、3の取組方針についてですが、2点ございます。

1点目は、条例の制定についてです。

こちらは新たに（仮称）山元町空家等の適切な管理に関する条例の整備を考えております。

なお、本条例につきましては、法に倣う形で、町が行おうとする特定空家等に対する措置及びこれに関連する必要な事項について、法の文言等ですね、抜粋し規定するというようなことを考えております。

参考までに裏面をご覧ください。

裏面に条文の構成を記載しております。全体としては、19条ほどの構成の条例を考えております。

なお、このですね、見出しの項目の順番ですとか、名称等につきましても、法に倣つて、法をなぞった形で考えております。

なお、第5条ですね、町民等の協力、これは法にはございませんので、他の自治体の先行事例とか、町の他の条例等を倣って定めるものとなります。

また、第15条、意見の聴取ですね。これも慎重を期すためにということで、法にはこの部分ございませんけども、これも他の自治体の例等に倣って定めるものとなります。

その他につきましては、目的定義ですか、それから、第6条の計画からデータベースの整備、第10条、6条から10条あたりは既に法に基づいて実施済みの部分とはな

りますが、改めて規定するというものです。

で、11条からが具体的な措置という部分になりますが、特定空家等、管理不全空家等に対して、助言又は指導、それから勧告ということで法に定めがありますので、こちらを規定する。

13条命令と14条の代執行につきましては、特定空家等に対してということで、これができるということを定めるというものです。

なお、16条、17条につきましては、令和5年度の法改正によりまして新たに規定されたもので、代執行ですとか、命令における措置を行ういとまがないときに、緊急で代執行ができると。その場合、費用徴収についてという部分も法に定めがありますので、法に倣って定めるという形となります。

18条には関係機関との連携について、19条には委任規定ということで定める想定をしております。

なお、今回、条例の施行規則につきましては現在のところ定める予定ございませんが、既に設置しております法定協議会、空家等対策協議会の設置要綱をですね、条例にひもづけるというような一部改正については考えております。

では、表面にお戻り願います。

2点目で、取組方針の2点目ですが、特定空家等の認定についてです。

こちら先ほど23件まで絞ったということでお話しいたしましたが、さらに一定要件を付して、緊急性が高く、優先的に対応すべき対象物件を選定の上、認定して重点的に対応したいというふうに考えております。

例えば、23件のうち、道路に面している、近接しているとか、隣に居住している家屋が近いとか、そういった点でですね、23件全てではなく、数件を特にということで認定して、今後進めたいというふうに事務局としては考えております。

認定に当たり、専門家や地域住民の代表で構成する法定協議会であらかじめ意見を聴取するということを、先ほどご説明したとおり条例に規定する予定としておりますが、最終的に認定を決定するのは町という形になります。

続いて、今後のスケジュール、4点目でございますが、1月29日から、実は本日 начиная с,条例のパブリックコメントを実施しております。これにつきましては2月の19日、来週までということで、22日間の日程で既に実施をしているところでございます。

本日、進め方等についてご説明した後、来週ですね、法定協議会であります空家等対策協議会を開催し、同様に特定空家等の認定方針などについてご説明をする予定しております。

その後、第1回定例会に空家等の適切な管理に関する条例の提案を予定しております。

こちら新規条例という形になろうかと思いますので、前例に倣い、閉会中の継続審議を経てということになろうかと思っておりまして、6月の第2回定例会で議決いただければと考えております。施行については7月の1日というようなことを考えているというところでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君） はい。では、説明終わりましたので、この件に関して何かご質問等ござりますでしょうか。

2番（高橋眞理子）はい、お伺いします。パブリックコメントが実施されておりますが、今のところ、どんなようなコメントが寄せられておりますか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい。現在のところ、1件、お1人の方からいただいております。ちょっと内容につきましては現在精査中でございまして、申し訳ございませんが、ちょっとまだお答えする段階にないので、申し訳ございません。もう少々お待ちください。

2番（高橋眞理子）じゃ、1件だけということ、今、おっしゃったのは。1件とおっしゃったんですね、1件。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい。1件、1問といいますか、はい、1意見ということでござります。

2番（高橋眞理子）あまりないんですね。はい、分かりました。

議長（菊地康彦君）はい。そのほかございませんか。

5番（大和晴美君）空家対策については個人の財産に影響を及ぼすということで、なかなか慎重に進められているとは思うんですが、取組方針の中で23件に候補になって、さらにそれから優先的にというふうなご説明なんですが、23件の中からどれくらい早期に取りかかれるというふうな見通しというか、そういうものを持ってられるんでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい。まず、空家対策ですが、特定空家対策ですね、の措置に関しては、いろいろと最終的には強制執行というか代執行、それの前には固定資産税の特例の解除とか、そういった部分がございますので、慎重に対応する必要があるかなというところでございます。

で、何件ぐらいに絞るかということでございますけれども、今、そうですね、道路に近接しているとか、通学路に近接しているとか、そういう条件でもってさらに絞っておりますけれども、そうですね、今はつきりと何件と、まだちょっと法定協議会のご意見等も伺ってないので申しませんが、そうですね、数件程度。あと、地区からご要望いただいているところも既にございますので、それも含めた形でそうですね、10件だとちょっと多いかなというところですので、数件程度にして、急ぎ取りかかれるような形にしたいというふうに考えております。

議長（菊地康彦君）はい、そのほか。

2番（高橋眞理子）はい。そして、今その特定空家をですね、取壊してなったときに、それはもちろん多大な経費がかかると思われるんですけども、それは国からの補助というのはちょっとすみません、確認なんんですけど、どれくらいと見込んでいるんですか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。特定空家になった際ですが、その時点で所有者の方にやっていただけのか、それとも町が実施するのか等によっても少し変わってきます。代執行となれば、当然町が実施するんですけども、少々お待ちください。資料はございますが。すみません、お待たせいたしました。まず、ちょっと除却の部分でお答えいたします。市区町村が実施する場合は、国が5分の2、5分の2、市区町村が5分の3。ただし、代執行の場合は国が2分の1、市区町村が2分の1というのが、総合支援事業に規定されている補助率となっております。

はい、以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかござりますか。

10番（齋藤俊夫君）今後のスケジュール、予定されている定例会を経て7月ということなんですが、仮にね、所管の委員会でのご理解を得て、スムーズに一発で終わったと仮定

して、4月1日施行というはどういう関係になりますか。物理的に、物理的に可能なんですか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。条例そのものに関しましては、はい、ご了解をいただけるのであれば、4月1日施行でも、はい、施行は可能というふうに思います。

ただですね、1点。7月1日であれば、同時並行的に特定空家の認定の考え方等も説明しながら、施行等も速やかにということで考えていたところではあります、4月1日の場合、7月1日よりちょっと前倒しできるように努力したいとは思いますけど、ちょっと4月1日速やかに認定という部分については、ちょっとあと事務の状況によるかなというふうに考えています。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、この件に関しても終了といたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）補足ですが、もしちょっとこの場ではあれですが、4月1日というご意見もあるようであれば、7月1日施行で提案する予定ではございましたが、交付の日というようなお示しの仕方でもってということも、はい、提案したいということで、考えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）では、終わりにします。

では、次にですね、山元町こども計画（案）について、説明を求めると思います。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい。それでは、山元町こども計画（案）についてご説明申し上げます。

まず初めに、計画策定の背景と趣旨でございます。

こども基本法において、市町村は国が定めたこども大綱を勘案し、市町村こども計画を策定することが努力義務とされております。

本町におきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画が今年度で現行計画の最終年度を迎えることから、令和7年度から市町村こども計画と一体で策定を進めているものであります。

2番、計画の位置づけですが、第6次山元町総合計画を上位計画とする部門別計画として位置づけるものであります。

また、山元町こども計画、第3期山元町子ども・子育て支援事業計画におきましては、こども・若者計画、こどもの貧困解消対策計画、これらを一体とした計画として策定を行っております。

3番として、計画の期間となります。

計画の期間ですが、令和7年4月1日から5年間を見込んでおります。中間年度、令和9年度において、必要に応じて見直しを行うこととしております。

右のページになりますが、4番、計画の基本理念及び体系図となります。

基本理念といたしまして、「みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち」としております。

あわせまして、併せて配付しております概要版のほうをご覧ください。こちらの2ページ、3ページとなります。

基本理念、また計画の基本方針と基本目標、3ページには計画の体系ということで、資料のほうと同じ体系図のほうを記載しております。

4ページ以降をご覧ください。

7、施策の展開といたしまして、町として基本施策に対する主な取組というものを記載しております。

8ページをご覧ください。

こちら計画の目標値といたしまして、数値目標を設定しております。これらは、国のことども大綱に定められた数値目標と同様の目標値としております。

9ページからは、9番といたしまして、教育・保育、子ども・子育て支援事業の今後5年間の取組としております。

A3の資料のほうにお戻りください。

5番といたしまして、計画策定の経過と今後のスケジュールとなります。

この計画ですが、昨年6月から町の子ども・子育て会議、こちらのほうで審議を重ねてまいりました。

昨年2月下旬に、アンケートの調査を実施しております。こちら未就学児童及び小学生児童の保護者となります。

また、5月から子ども・子育て会議のほうを4回開催しております。

10月にはこども・若者意識調査、10月中旬にはこどもの意見聴取実施ということで、放課後児童クラブの利用児童のほうから意見を聴取しております。

また、11月下旬、子育て関係団体へのアンケート調査、本日、全協のほうということで説明をさせていただきまして、2月18日からパブリックコメントということで募集することとしております。

それらを受けまして3月中旬、子ども・子育て会議におきまして最終確認をし、3月下旬計画策定ということで進めております。

説明につきましては以上です。

議長（菊地康彦君）はい。それでは、今、説明が終わりましたが、この件について何かご質問等ございますでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。はい。

では、この件に関しては終了といたします。

続きまして、復興交付金事業に係る町有財産（農業用施設等）の処分（譲与）に伴う今後の手続きについて、説明を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい。それでは、資料をお開きください。

復興交付金事業に係る町有財産（農業用施設等）の処分（譲与）に伴う今後の手続きについてになります。

こちらについては、昨年10月にもですね、一度手続の概要は説明させていただいたところでありますけども、詳細が固まりましたので、要点絞って説明をさせていただければと思います。

まず、現状についてはですね、復興交付金事業で町で所有をして、被災農家に貸し出しているというものが機械類、あとはイチゴ園地とかですね、ハウス類とかということであります。こちらについてはですね、事業がおおむね終了しているところがありますので、町の所有物ではなく、耐用年数経過したものから順次、今使っている農家にですね、無償譲与するということで考えております。

経過としましては、1番については省略しまして、2番ですね。昨年11月にですね、計画の概要が固まったことから、農家に説明を行っております。あと、今後については、税金で整備したものですから、こちらの町の共有財産ということですので、公益性の確

保、担保として細かい手続を定めた要綱をですね、そちらのほうを制定するということで、農家にも説明しているということです。

3番になります。要綱の手続に関する概要ということになります。

1番の趣旨については省略させていただきます。

2番ですけども、譲与を受ける者の要件ということで、7つほど設定しております。

1番目につきましては、町内で営農しているもの。

2番については、今、策定中の地域計画に位置づけられる者ということで、こちらについては様々な補助事業も受けられるということもありますので、農地の貸し借りの関係ですね、の関係になります。

3番、4番については滞納がない者、あとは暴力団関係の除外要綱になります。

あと、5番ですね。こちらについては、イチゴハウス等はですね、土地借りている部分もあつたりもしますので、できる限り自分のもの、自分の所有にしてですね、所有権を有する者。あとは、なかなか地権者との協議が整わなくて、所有できない場合についてはですね、貸与、貸借の関係で15年から40年までの貸与の契約の中であれば、町からハウス類を譲り渡す、建物類ですね、ということにしております。

あと、5番、6番については、今まで使っている方の優先要件ということになっておりまして、6番についてはしっかりと今まで事業を行って使っている者ということです。

あと、7番についてはイチゴ団地関係になりますけれども、町にイチゴ団地からの寄附金頂いておりますので、そういう再投資の部分についての実績がある者ということを定めております。

あと、右側に移りますけれども、今度はものの条件になります。譲与対象物件というの定義、要件関係になります。

こちらは3つほど設定しております、まず、町で持っているものという1番目の条件がございます。

そのあとですね、2番目としましては、耐用年数が経過しているものということで、下に主立った機械類の耐用年数の経過ということで書いておりますけれども、こちらの耐用年数が過ぎたものから順次引渡しということを考えております。

あとは、あと耐用年数についてはこのとおりになりますので、省略させていただきます。

あと、4番目、その他ということになりますけれども、こちらのほうの課税関係については帳簿価格というものが耐用年数過ぎているので、1円とかという形で評価はされるんですけども、国の税金のほうではですね、時価取引相当額という評価をしてくださいということになりますので、そちらのその贈与税関係ですね、そちらのほうが発生する可能性があるということになります。で、この時価取引価格の査定については対象農家でやってもらうということで、今、予定はしているということになります。

最後に今後のスケジュールですけれども、今日の全員協議会というのが中段のほうにございますが、それ以降の流れで説明させていただきます。

2月17日以降で町からですね、今結んでいる使用貸借契約ですね、こちらのほうの解除を2週間、10日程度で行います。

そのあと、3月3日からですね、農家からですね、農家から解約についての受託を町が受けまして、その後ですね、使用貸借の解約というものを行いまして、そのあと農家

からですね、改めて譲渡の申請を受け付けるということになります。

あとは要綱に基づいて、先ほど申し立てる要綱に基づく審査と承認を行いまして、3月24日以降、年度内でまずできるものからになりますが、対象の物件の時価相当額の査定ということで、こちらは農家のほうにやってもらいます。

今のところ先行しているのは田んぼ、畑、田んぼだけですね、失礼しました。田んぼのトラクター、コンバイン関係が耐用年数過ぎてますので、そちらの査定を先行して行います。

あとはですね、その時価相当額によってなんですが、無償譲渡契約結びます。その中でですね、査定額というものが主に建物の場合とかも想定されるんですが、700万以上の場合ということについては、議会の皆様のですね、承認が必要ということで、そういう金額のものが出てきた場合についてですね、議会のほうにお諮りしたいと思います。

あと、その後の手続については所有権移転、あとナンバーとか、税金の申告ということで、まず年度内についてはですね、耐用年数切れたトラクターからということで、この手続で進めていきたいと思います。

足早になりましたが、よろしくお願ひします。

以上となります。

議長（菊地康彦君）はい。ただいま説明終わりましたが、この件について何かご質問等ありますか。

10番（斎藤俊夫君）はい。以前にも一定の説明を受けて、今回、多少前進した説明があったんですけども、関係者からいろいろ私にも寄せられている部分があるので、2点ほどお伺いします。

1点目はね、左側の3の（2）のこの要件の中の5番目ですね。イチゴ農家の関係なんですけども、以前の説明では、賃貸で借りている農家はそれを自分のものにすることが前提になるような、そういう説明資料だったというふうに思うんですよね。今日のやつだと、一定の期間賃貸借契約が確認できればよろしいということなんですが、はい。以前はほら、早く賃貸じゃなくて、自分の所有にするのを今急いでますというふうな話あったですよね。この辺の税務関係、まず1つ。

農林水産課長（村上 卓君）はい。こちらの5番については、今、斎藤議員言われたとおりですね、基本的には自分の所有物にしてもらうと、買い取ると。借りている場合については、地権者から買い取るというのを前提にしていたんですけども、あと町としても、そのある程度の取引価格ですね、の査定を今回鑑定でも行っているところではありますが、今実情からいきますと、やはり地権者とハウスを使っている耕作者の中で、取引というか、売買のほうがうまく進まないところも実際あるというところがあります。

その中でもですね、やはりイチゴについてになりますけども、営農は継続していただきたいという思いがありますので、買えない場合についてもですね、やっぱり地権者と耕作者のそれぞれの各個別の交渉にはなりますけども、難しい場合も想定されるという中で、長期間、農地法的な部分では40年間までも最長で貸し借りできますので、そういう中で経営の安定化を図っていただくという中でも、貸し借りした中で譲与、無償の譲り渡しですね、というのを今考えているという、考えているというかですね、要綱で定めたという今結果になっております。そこについては確かに変更点というかですね、緩和された部分ということでなっております。はい。

10番（齋藤俊夫君）はい。もう1点はですね、右側の（4）のその他の取引価格の関係を譲与する対象農家が行うというのは、町から譲り受けてもらう、無償でもらう農家がするという意味合いですよね。まず、その点。

農林水産課長（村上 卓君）はい。そうですね。町で鑑定するわけではなくて、譲り受ける、この農家が行うという、はい、趣旨です。ええ。

10番（齋藤俊夫君）何か前回の説明では、他の市町村というか、周辺の市町村でのやり方などもちらっと触れられたような気がしているんですけども、その評価委員会というか、第三者というか、そういうものの評価があるようにもちょっと私は理解しておったんですけども、そうでなく個人でやるとしたときに、これ次のステップとして懸念される、いわゆる国税の関係、申告の関係。勝手に評価して、それで認めてもらえば、これはよろしいと思うんですよ。もちろん、この辺はもう町の範疇でなくなるかもしれませんけども、ただ、町が導入した制度で、町がこれまで事業主体になってきたはずですから、そうは言っても、できれば最後までね、しっかりフォローしてもらいたいなというふうな思いなんですけども。

農林水産課長（村上 卓君）はい。こちらの考え方につきましてはですね、やはりこの贈与税というのが国のほうの税金になりますて、本人の申告というものがあつて、現物のものをですね、本人が申告するというものになるので、まず、その機械類については農家、今使ってる農家にそれぞれやっていただくということを考えております。

で、あとはですね、その建物類についてはまだちょっと少し時間があるんですけども、イチゴ園地とかですね、大きな米のハウス、乾燥施設とかについては、ちょっとまだそこは農家にできるか、今、齋藤議員言われた第三者的な部分あるかというところもですね、少し今まだそこは検討中の部分は実際あります。ただ、先行している分については、機械類については農家にやっていただきたい。自分での国税の申告ということになりますので、各自で業者さん、農協さんとかですね、農機具メーカーとかにやっていただこうということで今考えております。

10番（齋藤俊夫君）まあ、ここにおられる議長も多分、それには対象にならないのかな。

議長（菊地康彦君）私はならないです。

10番（齋藤俊夫君）それは余計なことで取り消しますけども、先ほど言ったように、やっぱり農家の皆さんのが迷うことなく、できるだけスムーズに手続が進むようにですね、担当課ご面倒でもフォローしていただければ、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、この件について終了いたします。

それでは続きまして、第3期上下水道事業包括的業務委託についてに進みます。説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい。それでは、第3期上下水道事業包括的業務委託についてご説明いたします。

1の包括的業務委託の概要ですが、本業務は、上下水道施設等に関する各種業務について、包括的に委託することで、上下水道サービスの維持向上とともに業務の効率化を図ることを目的に、平成27年度から5年契約により実施しております。

このたび、第2期の契約期間が今年度末をもって満了することから、住民サービスは維持しつつ、さらなる業務の効率化や省力化を図るため、新たな業務を追加した上で、プロポーザル方式により業者の選定を行い、受託者が決定したことから報告するものであります。

2の受託者の決定ですが、1、事業名は令和7年度（債務）山元町上下水道事業包括的業務委託です。

2、委託期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

3、受託者は、第一環境・水 i n g A M・管清特定共同企業体です。

現在の第2期はですね、第一環境・水 i n g A M・管清特定共同企業体となっております。

契約金額は、5年間で税込8億7,076万4,400円です。

現在の第2期と契約金額を比較した場合、約3億2,200万円の増額となりました。

5の契約締結日は、令和6年12月の10日です。

次に、3の上下水道事業包括的業務委託の主な導入効果についてですが、ちょっと記載にはございませんが、上下水道事業所の体制について、包括業務の導入により、導入前の平成26年度ではプロパー職員9名、派遣職員5名、臨時職員1名の計15名体制でしたが、現在はプロパー職員6名、会計年度任用職員1名の7名体制まで削減することが可能となっていることで、包括業務による人件費の削減効果は継続されております。その効果もあり、東日本大震災後に給水人口が減少する状況におきましても、上下水道料金を値上げすることなく維持できております。さらに、不足している町の技術職員ですが、包括業務を導入したことで、民間の技術者が即戦力として能力を発揮していることも、導入効果として継続されております。

それでは、記載いたしました2つの導入効果についてご説明いたします。

(1)の上下水道料金等関係業務では、未収金解消に大きな効果を発揮しております。

下の参考の表に、包括導入前の平成26年度と第2期の契約前となる令和元年度、そして最新の決算の令和5年度の収納率や未収金の状況を記載しておりますが、包括導入前と比較した場合、収納率はアップし、未収金額も約1,000万円減少しております。

(2)修繕等業務では、各施設の修繕等業務について、内製化により修繕を行うことで、費用の削減に効果を発揮しております。

下の参考の表に3年間の修繕に要した費用を記載しておりますが、包括業者が内製化による修繕を行った場合と、包括導入前のように外部へ修繕を発注した場合等を比較した結果、3年間で約630万円の削減効果がありました。

資料にもありますけど、内製化というのはですね、その包括業者が材料だけを手配して、自分たちで修繕を行うというものでございます。

次にですね、4の第3期包括的業務委託の追加業務について、業務を追加した理由ですが、上下水道事業では、今後、施設や設備の老朽化に伴う更新計画の策定や更新工事等が新たな業務として見込まれます。

さらに、インフラ老朽化による大きな事故を未然に防止するため、水環境や下水道管に対する点検も義務化されていることから、業務の効率化や省力化を図るため、業務可能な小規模修繕や民間の技術力を活用した下水道管の点検等は包括業務へ追加することいたしました。

なお、第3期の5年間におきまして、町の技術職員が不足している中で、民間活力をどこまで活用したほうが効率的なのかなどを十分に検証してまいります。

(1) の業務委託の範囲につきましては、添付しております委託範囲の一覧表ござりますけども、こちらの中段より下に赤い帯で示しているところがございますが、こちらが追加業務となります。

説明資料のほうのですね、(2) の追加業務ということで、この赤い部分について記載したのが、こちらの6項目となります。

追加業務に要する委託料の合計が約1億9,000万円となりますが、⑤番と⑥番の修繕につきましては毎年一定額を計上いたしますが、毎年度、精算により金額を確定いたします。

最後に、5の第2期と第3期との委託料の比較についてですが、契約金額を比較した場合、第3期は第2期よりも約3億2,200万円の増額となりました。

その契約額が増加した要因は2つございまして、1つは(2)の人物費や物価等の高騰によるものです。その影響による増加額を確認するため、第2期の業務委託の内容のまま、第3期を契約した場合の委託料を算出し比較を行ったところ、約1億3,200万円の増額となりました。

2つ目は、(3)の新規追加業務による増加額ですが、こちらは1つ前の4でお示している約1億9,000万円となり、2つを合計すると約3億2,200万円となります。

なお、下段に参考として、第3期に業務を追加したことによって、上下水道の予算から削減となった金額や追加した業務に要していた職員人物費の削減額を算出した結果を記載しておりますが、新規追加業務に係る増加額とほぼ同額の1億9,000万円となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）以上、説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますか。

10番（齋藤俊夫君）右側4番目ですね、中段以降にその委託可能な小規模修繕というくだりがあるんですけども、全体的なこの包括業務委託の考え方としては理解するんでございますけども、一方ではほら、建設工事の地元発注への配慮なんていうこともね、言われて中で、その辺の兼ね合い考えたとき、この辺の取組というのはどうなんでしょうか、問題なしとするんでしょうか、確認いたします。

上下水道事業所長（富樫誠君）はい。こちらの小規模修繕につきましては、水道管であれば50ミリ以下、あと下水道管につきましては本管じゃなくて、取付管とかですね、家のまことかの修繕なんですかけども、今現在もこちらの修理につきましては、基本的には町内の修繕屋さんとかですね、そういうところに修理をしていただいております。これをこのまま包括業務のほうに継承して、包括業者の第3期のほうでも同じような体制で町内業者をできるだけ、町内にある業務につきましては、できるだけ町内業者を活用するということでプレゼンテーションも受けておりますし、そのような約束になっておりますので、はい、町内業者の活用ということにつきましては現在と変わりがないという状況でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。なければ、以上で終わりにしますが。

10番（齋藤俊夫君）はい。関連といいますかね、先ほどの4の中段以降、さらにインフラの老朽

化による大きな事故を未然防止というくだりございますよね。包括業務これからのことなんだけども、今、現に埼玉で雨水管の修繕、事故が相次いでいますよね。そうしたときにそれに照らし合わせて、我が町での不安、懸念というのはどの程度あるのか、ないのか。まず1点、お願ひします。

上下水道事業所長（富樫 誠君） はい。このですね、埼玉県で起きました、その下水道管の破損に伴います道路陥没なんですけど、これちょっと説明終わったら別件でちょっとお話をさせていただければなというふうに思ったんですが、今、ちょっとすみません、この場を、ご質問ありましたんで、この場をお借りしてご説明したいと思います。

埼玉県で起きた下水道管につきましては、深さが10メーターぐらいある流域幹線というですね、非常に大きな下水道管路で、大きさが直径で約5メーターある下水道管路になっております。で、破損した原因というふうに考えられているのが、その管内に発生した硫化水素というものでコンクリートが腐食し、それで下水道管に穴が開いて、吸い出しが起きているというふうなのが考えられております。

そこでですね、本町に照らし合わせてみたところ、本町ですね、一番大きな下水道管路は、山元浄化センターという処理場の中に敷設されている直径60センチの下水道管が、一番本町では大きな下水道管になっております。大体その延長は76メーターぐらいで、深さが6メーターぐらいです。

あと、公道に埋設されている下水道管で一番大きいのは、座頭橋というですね、高瀬川排水路の橋の東側辺りから浄化センターまで行くところで、そこで直径が50センチです。で、延長が900メーターぐらいで、深さが5メーターぐらいというのが、本町の下水道管の状況になっております。

で、埼玉県の事故を受けてですね、国から1月末に緊急点検の依頼というのが来ているんですけども、この内容につきましては、大規模な下水道処理施設に接続する、例えば、大きさが2メーター以上の下水道管を持っているところは点検しなさいよというような内容のものでありますて、県内でも、仙台市も含めて該当するところはございませんでした。

ただですね、該当するところがないとはいっても、一応上下水道事業所では、包括業者と共に一応その点検を実施しております。点検対象としているマンホールは全部で72か所を予定しております、1回目は2月の6日の日に34か所点検を行いまして、異常はございませんでした。で、2回目は今週の金曜日に残りの分の点検を予定しております。

下水道管の標準耐用年数というのは50年なんですけども、本町では50年を経過した管は2.1キロメートル現在ございます。上下水道管の経過年数による布設状況につきましては、まさに昨年9月の第3回議会定例会におきまして、斎藤俊夫議員から一般質問を受けて、お答えしたとおりの内容となってございます。

上下水道事業所ではですね、さきに説明した第3期の包括業務委託で請負、新しい受託者のほうをご説明させていただきましたけども、こちらにですね、新たに管清工業という業者が1社、共同企業体として加わっております。

この業者はですね、下水道管路の維持管理のまさにプロの業者でして、全国展開している、そういった業者ですので、今後もですね、こういった包括業者と共同で、いろいろノウハウをですね、そちらのほうからもいただきながら一緒に点検して、なるべくそ

の事故とかをですね、未然に防止するようなことで努めていきたいというふうに考えてございます。

すみません。長くなつて、申し訳ございませんでした。（「議長、もう1個」の声あり）

10番（齋藤俊夫君）同じく、所長がいるのでちょうどよかつたんだけども、いわゆる水の汚染、P F A Sに関する関係もいろいろと取組などが報じられているんだけども、あれは我が町にどの程度関係あるのか、ないのか。あるとすればどのような対応なのか、ちょっと確認します。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい。P F A Sの関係につきましては、今年度ですね、初めて、町のほうでも検査のほうを実施しております。その基準値があるんですけども、全然その我々の自治体のほうでは基準値にも達してないという、異常はないという検査を受けております。

で、検査したのは井戸水ですね。井戸水の原水と、あとはその蛇口から取る水と、両方一応検査しているんですけども、そちらのほうは異常はございませんので、その結果につきましては町のホームページのほうで公表してございます。

今後も検査のほうは継続していく予定でおるんですけども、今ですね、国のほうでは、この検査をちゃんと水道の水質検査の基準項目として追加する動きがございます。今情報ですと、令和8年度あたりからは、その水質検査の基準項目として追加になるという予定でございます。

10番（齋藤俊夫君）はい。ありがとうございました。

で、今後のこともあるので、町長にお願いしときたいんですけども、P F A S広報で一定程度掲載しているというお話なんですけれども、人間どうしてもタイムリーな情報でないと、見過ごしてしまうんですよね。だから、テレビとか、新聞で報じられた場合については、早め早めの状況を共有していただければ、ありがたいというふうに思います。それでよろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

ないようですので、この件については終わりにします。

皆さんにお諮りしますが、あと2つほどと、あとその他が残っております。ここから継続して審議するか、お昼休憩取るか、お諮りしたいんですけども、継続してよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、執行部の方大変ご迷惑かけますが、続けてやらせていただきますので。

では続きまして、相馬地方広域水道企業団との相互連携協力に関する協定について、説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい。それでは、相馬地方広域水道企業団との相互連携協力に関する協定についてご説明いたします。

1の目的ですが、本町では東日本大震災や福島県沖地震による長期間の断水を教訓とし、水源の確保と迅速な水の供給を図るため、令和4年度から宮城県の主導により、福島県の相馬地方広域水道企業団と広域連携に関する意見交換会を毎年開催し、検討を重ねてきた結果、このたび、相互連携協力に関する協定を締結することとなりました。

本協定を締結することで、災害発生時に断水となった際に、お互いの最寄りの給水拠点を提供し合うことで、迅速な応急給水活動が可能になるとともに、復旧工事において

も資機材を相互貸借することで、早期復旧による水の供給が可能となり、町民の皆様に一層の安心を提供できるものと期待しております。

次に、2の協定締結式についてですが、協定名称は相馬地方広域水道企業団及び山元町の水道事業における安定的な水供給に向けた相互連携協力に関する協定です。

開催日時は、令和7年3月14日金曜日の午後3時から3時30分。

開催場所は、宮城県町4階庁議室です。

出席予定者は、宮城県知事、福島県知事、相馬地方広域水道企業団からは企業長の代理で新地町長、そして山元町長となっております。

3の相互連携協力に関する協定の概要についてですが、連携の内容は大きく3つございます。

1つ目は緊急時の総合支援として、応急給水や応急復旧に関する事項、2つ目は資機材の貸借や共同購入に関する事項、3つ目は人材育成や研修の実施による組織力強化に関する事項となっており、費用負担については援助を受けた事業体が費用を負担するものとしております。

本町の本協定の特色として、2つ特色がございます。

1つは、緊急時にコストのかからない水融通の仕組みを明文化した取組であります、コストがかかる緊急連絡管の布設ではなく、あらかじめ指定した給水ポイントにて、緊急時に給水できる運用ルールを策定すること。

もう一つは、県域を越えた連携協力として、県内近隣市町村による取組は存在しておりますが、県域を越えて水道事業者が応援協定を締結するのはあまり例のないことあります。

最後に、4の宮城県における広域化共同化の実績についてですが、①の令和6年2月13日の大河原町と村田町による緊急連絡管を介した災害時相互応援などの基本協定締結から、⑤の今週10日に本町を含む宮城県と福島県の10事業体による衛星を活用した漏水調査の基本合意締結まで、記載のとおり、宮城県では5つの実績がございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）はい。説明が終わりましたので、何かご質問等ございますか。（「なし」の声あり）

はい。なしということですので、この件に関しても終わりにします。

それでは最後になりますが、町営住宅使用料の債権放棄についてを説明を求めます。建設課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、町営住宅使用料の債権放棄についてご説明申し上げます。

右上に部外秘ということもありますので、取扱いにはご注意願いたいと思います。

1の概要ですけども、町営住宅を退去した下記名義人の住宅使用料未納額について回収不能と判断されることから、地方自治法の規定に基づき、債権の放棄について議会の議決を求めるため、事前説明を行うものです。

2の放棄する債権の内容ですけども、2件ありますて、1件目が債務者につきましては記載のとおり、居住住宅は桜塚住宅、債権額は32万200円となります。

2人目の債務者は記載のとおりで、居住住宅がつばめの杜住宅、債権額が66万9,500円となります。

3の債権を放棄する理由ですけども、1人目が、債務者が死亡し、生存する相続人

全員が民法の規定による相続放棄を行い、債務承継者である債務者としての責任を逃れていることから、回収が不可能であるためです。

2人目につきましては、債務者が裁判所に自己破産を申し立て、令和6年5月22日に免責許可の決定がされたことから、請求権が消滅したためです。

4の経緯ですけれども、1人目が東日本大震災により被災し、平成29年5月に桜塚住宅に単身で入居しております。連帯保証人の登録は、被災者の早期生活再建のため、町営住宅条例に基づき猶予しております。入居翌年から断続的に住宅使用料の未納が続き、町は都度督促を行っていましたが、未納は解消されないことから、令和元年9月に債務者と分割納付誓約を締結しております。その後、未納額は減少傾向でしたが、滞納していた住宅使用料を残したまま、令和5年11月下旬に債務者が亡くなりました。同居人はおらず、本人に弁済能力がないことから、名義人の法定相続人調査を行い、代襲相続人を含む3名に未納額の納付を求めたところ、全員が相続を放棄したものです。

2人目になります。こちらも震災により被災し、平成28年4月につばめの杜住宅に単身で入居しております。連帯保証人も1人目と同じく、猶予しております。平成28年10月から住宅使用料の未納が続き、明渡し手続を行わないまま、平成29年8月に町営住宅を一方的に退去しました。退去後、町は平成29年12月に債務者と分割納付誓約を締結しましたけれども、納入が一度きりであったため、平成31年1月に仙台地方裁判所に住宅使用料の納付を求めて請求訴訟を提起し、3月に判決が確定しております。判決後、未納額は減少傾向でしたが、令和2年1月より再び納入が途絶え、本人の携帯電話に架電するも不通、勤務先の無断欠勤により、所在不明の状態が続いておりました。町は勤務先の聞き取りや戸籍調査等を継続し、令和5年5月に大阪府のほうに居住していることを確認、文書により催告するも応答はなく、その後、再度所在不明となっていました。その後、9月に東京都に新住所でいることが判明したため、催告書を送付し、債務者との連絡を試みたところ、生活保護を受給しており、破産手続を申し立てたとの回答がありました。令和5年10月、町は弁護士事務所より破産手続の受任通知を受領したため、債権届を提出しておりますが、令和6年5月に債務者の免責が確定し、あわせて住宅使用料の納付請求権が消滅したことを確認しております。

説明は以上になります。

議長（菊地康彦君） はい。今、説明が終わりましたが、ご質問等ございますでしょうか。（「なし」の声あり） よろしいですか。

では、この件に関して終了いたします。

以上、執行部側の説明は終了いたします。お疲れさまでした。（「トイレ」の声あり）

どこいった、斎藤議員。（「高橋議員トイレに行くと言って」の声あり）

暫時休憩で15分まで、20分、20分まで、暫時休憩します。

午後0時10分 休憩

---

午後0時20分 再開

議長（菊地康彦君） では、再開します。

それでは、その他ということで2件ほどございますので、まず、人事院勧告に伴う議

員報酬のベースアップについて、事務局長のほうから説明お願ひします。

事務局長（佐山 学君） はい。では、私のほうから説明をさせていただきます。座って、説明させていただきます。

まず、お手元の資料をご覧ください。

水色の帯で2枚物の1を、人事院勧告に伴う議員報酬のベースアップについてというものです。これに関連したものについては、数日前に宮城県知事あるいは宮城県議会議員がベースアップしましたという記事が、ちょっと河北新報のほうに掲載されていたと思います。で、本町についてどうするかということで、ご判断、ご協議をお願いするものなんですが、まず、概要につきましては、令和6年、去年のですね、8月の人事院勧告に基づく執行部特別職の給料見直しを行う方針に従いまして、議員のその報酬の取扱いにつきましても、執行部と同様に人事院勧告に基づく見直しを行うか否かということです。

なおですね、本町の議員報酬につきましては、28年の4月に1,000円を引き上げて以降、改定は行われておりません。

そういうことであれば、人事院勧告の改定内容はどうなのかというところで簡単に確認をしますが、月例給の改定ということで、俸給月額を1.1パーセント引き上げたということです。

その一方で、期末手当の改定などもあるんですが、これは去年の12月にですね、改定済みだということで、今回はあくまで俸給月額の部分です。

この1.1パーセントに関しては、米印にありますとおり、執行部の特別職についても増額1.1パーセントということで足並みがそろうということでの改定を予定するものです。

3番目になりますが、改定額の案と、それから近隣議会の状況についてご説明いたします。

執行部の特別職に準拠しまして、1.1パーセント引き上げた場合は、表にございますとおり、月額3,000円アップするということになります。

また、近隣の動向を確認をしていきましたところ、一番下にあるとおりですね、行うというところに関しては柴田、大河原、川崎、蔵王。行わないとありますが、七ヶ宿町は今日の時点でもまだ未定だということです。で、七ヶ宿町と丸森町につきましては、これ町の特別職に合わせるということですね。ですので、特別職を七ヶ宿の場合は上げれば、議會議員も上げる。丸森については、特別職は上げませんという決定なので、議會議員も上げませんということです。例外として亘理町だけは、町の特別職は上げるんだけれども、議会は上げませんということだそうです。議会のいろいろな事情があって、議会は改定に踏み切らないといった判断をされたそうです。

続きまして、資料の右手に移りますが、改定後の全体額についてです。

報酬については記載のとおりですので、省略をいたします。

期末手当に関しては、今回の1.1パーセント引き上げることによって、3,000円上げることによって、引上げ額が約1万1,000円上がるということになります。

で、こちらを議会としてご判断いただいた上で、今後の予定としてですね、その協議結果によって改定をする場合については、山元町特別職給与等審議会というものがございまして、こちらに諮問するということになります。開催予定日については直近なんで

すが、来週月曜日ということになります。

こちら諮問については町執行部を通じて行うということになりますので、その審議会へ諮問、答申後、そのまま順調に進めば、令和7年の次ですね、定例会において条例改正案を提案するという流れになります。

なお、別紙に資料1ということで添付をしてございますが、こちらの特別職給与等審議会条例の抜粋でございます。アンダーライン引いてあるとおり、所掌事項として第2条ですね、町長はとありますが、「町長は、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときには、あらかじめ、当該給料等の額について審議会の意見を聞くものとする」。これに基づいて、来週の会議に説明に加わるということになります。

説明は以上ですので、こちらご協議、ご判断をよろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）はい。今、説明が終わりました。

説明のとおりでございますが、皆さんのご意見を伺いながら協議を進めていきたいと思いますが、今、このベースアップについての何か質疑等ございますでしょうか。（「なし」の声あり）質疑ありますか、これ今説明あった。質問でも結構です。

各9町、仙南のほうありますけれども、9町のうち5町は執行部と足並みをそろえるというような動きでありますし、七ヶ宿につきましては執行部といいますか、町長、副町長の判断により決まるということにもなっております。

その中で我が町はどうするかと、我が町議会はどうするかということになりますが、前回、平成28年4月は1,000円の引上げ以降は行っていないということもありますが、人事院勧告で我が町も町長、副町長なり教育長ですね、特別職の1.1パーセントのアップは意向としては行うというふうに言われております。そこで、我が町の議会がそこをどうするかという判断を委ねられておるわけですけれども、これに異議ある方はいますか、逆に。いや、駄目だとかって。上げることに、上げることに。はい。

3番（遠藤龍之君）世の中の動きが、あと、まず疑問というか、質問、確認つつことで、亘理と山元ね、亘理と丸森か、丸森がしないいつことは明確に示す、亘理もしないという。で、丸森のしない理由についてはね、明快というかな、はっきりしているす。亘理についてどうなのかと思って。人のせい、人の型にしたくねえんだげつども、やっぱりこの囲まれているからね、何で山元だけって言われても、この間の議会報告会でもね、この話出た経緯もあることからすると、上げるにしてもちゃんと理由、根拠あるね、上げ方をしないと、説明するのが大変じゃないかという、個人的な対応の疑問もあるんだげつども、ということからすっと、なかなか今この時点で答えは出しにくいなと。結果、結論、俺だけの、私だけのやつとすれば、どうもこれを賛成というかね、するような雰囲気ではないなと。今、この時点でね。で、それを今度、2月、何だ、あと数日でこの対応決めろと言われると、なかなか。

議長（菊地康彦君）来週ね。

3番（遠藤龍之君）なかなか、そのね、明快な回答は出せないという、私の、悪いけどもね、対応ということで。

以上です。

議長（菊地康彦君）今のちょっと中で、亘理町の情報なんですけど、要はこの間パワハラの1件があったということで、今年1年はちょっと議会での様々な動きはしたくないというよ

うな議長からの話があつてですね、うちは上げねえんだというようなことでした。でも、いずれ今年というか、来年度以降は次期改選に向けて、定員の議員定数の見直しなり、報酬の見直しを行うと、行う方向で調査するというような動きではありますが、今回はちょっとそういうごたごたがあつたところで、幾ら3,000円でも、1.1パーセントでも、ちょっと上げにくいということを聞いております。

4番（丸子直樹君）すみません。ちょっとこれ賛成か、反対かとかという話では。

議長（菊地康彦君）じゃないです。

4番（丸子直樹君）ないんですけれども、ちょっと確認したい件がありまして、これ28年以降1,000円引き上げて以降、何か行われていないということだったんですけれども、今回は人事院勧告の改定内容があるからという理由で上げていた。じゃ、それまでは人事院勧告なかったのかとなった場合においては、あったのであれば、その間上げていなかつた理由がちょっと分からなくて、今、現状上げなきやいけない理由がちょっと分からぬという点と、もし人事院勧告で上げるというふうに今回なつてはいるのであれば、もし今後もそういうことがあるのであれば、もう最初っから、その人事院勧告に従うよな、その特別職に準ずるというような文言を考えていったほうがいいのかなとは思うんですけども、そういうような話が以前まで出でていたのか。それがもし出でていたとしたら、どんな感じになつていたのかというのを、ちょっと分かる方いたら、教えてほしいなと思います。

議長（菊地康彦君）局長、過去に人事院勧告あつた事例。

事務局長（佐山学君）まず、今回の人事院勧告の背景につきましては、特別職の職員の給料に関する法律等の一部を改正する法律ということで、この法案の概要としては、一般職の国家公務員の給料改定に次ぎ、特別職の国家公務員の給料改定というところが足がかりになつてゐるんです。で、それは特別職の国家公務員でないということになると、内閣総理大臣とか、そういうところまでいくんですよ。で、内閣総理大臣に準じて、今度はその国の本省の部長なり審議官という指定職員、指定職員ですね、指定職種、その人も上げますよ。で、これが上がるということになると、今度は各都道府県も含めた地方公共団体がこれに連動して上げられる。これが今回のきっかけなんですが、要はその人事院勧告の改定が28年度以降行われていなかつたという、そういう理解もしています。で、過去に、この分のですね、特別職のことについて。で、過去に人事院勧告に従わぬいできたという部分に関しては、先日、議会要覧等々で確認をしていったんですけども、基本的にはその人事院勧告に従う動きを取りつつも、平成の18年、19年ぐらいだつたんですけども、要はその行革の段階で、議会議員が辞任をしてですね、削減をしていったという。人事院勧告以外の部分の対応というのも、町ではあつたというのも併せて、過去の経緯としてはあつたそうです。

議長（菊地康彦君）あと補足なんんですけど、今回、物価高騰とか、燃料高騰というのもありますて、で、やはり生活給として考えられているのが議員なんんですけど、それを地方議員のほうまで波及させて、そういう物価も上がつてることなので上げてくださいというよな、国からのお達しだったようであるということも付け足しておきたいと思います。

（「ありがとうございました」の声あり）

はい、そのほか。

10番（齋藤俊夫君）人事院勧告っていう制度があるわけですし、この前のこの2市2町の我々の

研修会の中でもね、講師の説明の中でもあったように、当該自治体の特別職と議員との報酬のバランスというのもあると思いますので、私は特段のそのちゅうちよする、遠慮するという問題自体にない限りはね、うん、この人事院勧告に沿って、素直に対応していくつよろしいんじやないのかなというふうに思います。

議長（菊地康彦君）はい。そのほか。

3番（遠藤龍之君）この問題についてはかなり前からいろいろ取り沙汰されていた課題だと、状態だと思います。そういう記事もあったという記憶もしているんだけども、なかなか前に進まないように。ですから、ちょっとと言われてないものもね、だから、あるわけだけれども、その辺も推さないわけで、その前のね、報告あるわけで。

議長（菊地康彦君）研修会。

3番（遠藤龍之君）そして、議論すれば、正面的に議論すれば、当然もうね、上げては生活給という、生活できるくらいのものにしないと、本当にこの存在もなくなるという懸念もあるというところから発想すれば、これは当然のね、3,000円でいいのと言いたくなるところなんですね。ということだと思うんだげっども、本当に個人的なやつでね。やっぱりそれは少しまさにいろいろ調査、せっかくこんなにね、詳細教えてもらってきたんだから、これらに基づいて本当にるべきかというところからね、ということですで、対応をすれば、言い訳とは言わないげっどもね。ここは理屈でも分かるんだげっども、自らの生活をね、もう変えるんじやなくね。本当にこういう場合、特別にアフレコというんですか、直理というのはもう大変一番な問題ですので。というのはね、は思うところはあるげっども、ということで、ということですが、特にね、個人の意見はあくまでも。だから、最終的にやっぱ表明して、よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）はい、分かりました。

そのほか、なければ、まあ、ちょっといろいろ皆さん気持ちはあると思いますし、苦渋の決断というのも理解できますが、今回のこのベースアップにつきましては人事院勧告、それから町長部局とも合わせてですね、アップさせていただくという結論でよろしいですか。（「はい」の声あり）よろしいですね。はい。（「ここで反対してもいいんですか」の声あり）いや、いや、話は理解しましたんで、話は。意見は十分理解しましたので、はい。

あとはベースというか、報酬に関してはまたさらに深めていきたいと思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

では、あと執行部からもう1点。

事務局長（佐山学君）それでは、2点目、市町村議会議員の公務災害補償の手引という資料をご覧ください。

こちら1枚おめくりいただきますと、この冊子の中で質疑応答集、出張中における、議会議員の出張中における災害の取扱いについてというところだけをコピーしてお渡しをしているんですが、これなぜこれをお渡しするかというと、公務災害というところに最後はいくんですが、まず、そもそもですね、議員が職務を行うため出張する場合の要是移動手段、それから公務災害の関わりというところで話をさせていただくというものです。

まず、移動手段につきましては、原則その職員に準じるというところから、公用車、いわゆる公用バス等ですね、それで移動していただくということで、公用車なり公用

バスを使っていただくと、地方自治法の基本であります最小の経費で最大の効果というところにマッチングするものでございます。ただ、条件によっては公共交通機関を使わざるを得ない場合もあります。ですので、こういったところを原則として出張していただきたいということになります。

ただ、やむを得ず私用車を利用する場合はどうなのかということなんですよ、これやむを得ずですね。その場合には、手続として、まず議長にこれこれこういう理由でこのときには私用車を使わせていただきたいということで連絡を入れてほしいということがまず1点。で、そこで連絡をしていただいた上で、事務局にも連絡をいただきますと、精算関係がスムーズにいきますので、ご協力をよろしくお願ひします。

その公務災害の取扱いについてなんですが、前述の公用車あるいは公共交通機関に関しては公務災害が適用になるということで、例えば、交通事故あった場合、例えば、関西研究に行って何か食中毒を起こしたとか、そういうのも公務災害の適用になります。

ただ、今、移動手段の話ですから、問題となるのは、その私用車を活用した場合どうなのかというところで、その資料に戻っていただきます。

答えからいくとですね、答えというか、アンダーラインを引いてあるところですが、「議会の付託議決案件にもとづかなくとも議員要請にもとづいて議長が命令したところ」、要は議長が命令したという前提になりますけど、その行政視察等々、出張の事故であれば、公務災害の対象となるというのが結論です。ですので、この前提条件を満たしておけば、公務災害の適用になりますというところで、その辺を皆さん共通理解の上で、今後ですね、出張なり、あるいは研修なりに参加していただきたいというのが事務局からのお願いでございます。

はい。以上になります。

議長（菊地康彦君）補足で大変私のほうからもおわびというか、これちょっと話されるまで分からなかつたんですけど、県議長会のあの仙台の研修で公用車が出せなくて、電車の利用はよかつたんですけど、今から考えると議員個人の車で行ったとき、その辺ちょっとこういうふうに公務災害にはなるんですけど、やはりぶつけるとその物損までは出ないわけなんですよ。だから、そこをちょっと私も理解しない今まで、その公共交通機関というふうなことを事務局のほうに伝えられなかつたのがちょっと勉強不足だったなというふうに思いますので、もし今局長が言われる公用車を使うときはその公務災害は出ますが、ぶつけたりすと、今度、そこはけがとか、そっちは出るんですけど、自分の車のほうは自分の保険で使うようになるので、そこはちょっと理解した上でと思いますが、なるべく公用車を出すように。これはちょっとどうしても人事的な関係で、人数がいなくてできなかつたという事例があつたんですが、その際は今度は電車使ってもらうようなことになるということでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、なるべく公用車をという動きでやりたいと思います。

では、そのほか皆さんから委員会等、事務処理組合なんか等の報告あれば。ないですか。はい。

ないということですので、では、これで本日の全員協議会を終了いたします。

お昼過ぎてまで、大変ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。